

令和 7 年度

三重県中小企業融資制度要綱集

三重県雇用経済部
中小企業・サービス産業振興課

目 次

1	三重県中小企業融資制度実施細則	1
2	小規模事業資金融資要綱	1 1
3	小規模借換資金融資要綱	1 7
4	がんばる小規模企業応援資金融資要綱	2 3
5	創業・再挑戦アシスト資金融資要綱	2 7
6	経営向上サポート資金融資要綱	4 7
7	事業承継支援資金融資要綱	5 5
8	事業承継フォロー資金融資要綱	5 9
9	環境対策促進資金融資要綱	6 2
10	防災・減災対策支援資金融資要綱	7 8
11	設備投資促進資金融資要綱	8 0
12	セーフティネット資金融資要綱	8 3
13	リフレッシュ資金融資要綱	1 1 8
14	再チャレンジサポート資金融資要綱	1 2 5
15	三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付要領	1 3 0
16	三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付状況調査要領	1 3 5

令和7年度 三重県中小企業融資制度実施細則

(目 的)

第1条 この細則は、小規模事業資金融資要綱、小規模借換資金融資要綱、がんばる小規模企業応援資金融資要綱、創業・再挑戦アシスト資金融資要綱、経営向上サポート資金融資要綱、事業承継支援資金融資要綱、事業承継フォロー資金融資要綱、環境対策促進資金融資要綱、防災・減災対策支援資金融資要綱、設備投資促進資金融資要綱、セーフティネット資金融資要綱、リフレッシュ資金融資要綱、再チャレンジサポート資金融資要綱（以下「各要綱」という。）の取り扱いにあたり共通する事項を定めるもので、各要綱で特に定めのある場合を除き、この細則の定めるところによるものとする。

(中小企業者等)

第2条 各要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項に掲げるものをいい、「組合」とは、事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、内航海運組合及び内航海運組合連合会をいう。

なお、中小企業信用保険法第2条第1項第6号の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が利用できる融資制度は、小規模事業資金、創業・再挑戦アシスト資金、事業承継フォロー資金（事業承継特別保証にかかるもの）、設備投資促進資金、セーフティネット資金、リフレッシュ資金とする。

(中小企業の規模)

第3条 中小企業の規模は、個人の場合は従業員数、法人の場合は資本金又は従業員数のどちらか一方が下表の限度内であることとする。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
製造業（運送業、建設業を含む。）	3億円以下	300人以下

- ・会社役員は従業員数に含まない。
- ・家族従業員については、個人事業の場合であってその者が事業主と生計を一にしている三親等内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合又は法人の場合は従業員数に含む。
- ・臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用的関係があると認められる場合は従業員数に含む。
- ・従業員数の確認が必要となる場合の確認書類は「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」又は「公的機関による証明書」とする。

(融資対象業種等)

第4条 各要綱において「別に定める業種」とは、別表1（融資対象外の業種）に掲げる業種以外の業種とする。

2 融資対象業種と対象外業種を兼業する事業者の場合は、資金使途は融資対象業種にかかるもののみとする。

3 行政庁の許認可又は届出を必要とする業種については、その許認可又は届出がなされていることを必要とする。

※各要綱に基づく融資であって、許認可又は届出が必要な事業であるにもかかわらず、その必要性の認識が無い等の理由で許認可又は届出がなされないままに行われた融資について

は、各要綱に基づく融資の取り扱いを融資実行日に遡って取り消すものとする。

（取扱金融機関）

第5条 各要綱において「取扱金融機関」とは、原則として以下の要件に該当する金融機関とし、別表2（取扱金融機関）に定めるものとする。

（1）三重県（以下「県」という。）に本支店を有し、県内中小企業者等に対し便宜を図っていること。

（2）三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と約定書の締結を行っていること。

（3）三重県中小企業融資制度の取り扱いについて承諾をしていること。

2 各要綱による融資制度を利用できる取扱金融機関の店舗は、原則として県内に存する本支店とする。

3 各要綱に定める条件に違反する融資の取り扱いが行われた場合、三重県補助金等交付規則に違反した場合、県は当該取扱金融機関に対し、三重県中小企業融資制度の取り扱いを拒むことができる。

（県内事業歴）

第6条 各要綱による融資制度を利用するにあつては、原則として、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を継続して一年以上営んでいる事業実績を必要とする。

（ただし、創業・再挑戦アシスト資金を利用する場合であつて、新たに県内に事業所を設置しようとする場合は除く。）

なお、個人事業主が法人成りをした場合は、事業にかかる債権債務を承継し、かつ法人成りの前後において経営者（三親等内の親族が承継した場合も可とする。）及び事業内容等に変更がなければ事業歴は通算できるものとする。

2 前項の確認は、税務署、県税事務所への申告書等により行うものとする。

（納税要件）

第7条 各要綱による融資制度を利用するにあつては、原則として県内で事業税等県税が完納されていることを必要とする。なお、納税確認を必要とする税目は、法人の場合は法人事業税及び法人県民税、個人の場合は個人事業税及び個人住民税とする。

ただし、再チャレンジサポート資金については、別に定めるところによる。

2 前項の確認は、各要綱に定める融資の手続にかかる最初の受付窓口（取扱金融機関、商工会又は商工会議所）において、下記のいずれかを徴求して確認するものとし、信用保証依頼書又は小規模事業（借換）資金斡旋書に添付して保証協会に送付するものとする。

（1）法人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の法人事業税及び法人県民税）

（2）個人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人事業税）及び市町が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人住民税）

※法人成りして3年未満の場合は個人事業税及び個人住民税の納税証明書をあわせた過去3事業年度分によるものとする。

※県内事業歴が3年未満の場合は主たる事業所の所在地の県税事務所が発行する直近の法人事業税及び法人県民税（個人の場合は個人事業税及び個人住民税）の納税証明書をあわせた過去3事業年度分によるものとする。

※「納税証明書」は「納税証明書の写し」に代えることができるものとする。（注：納税証明書は納税確認書とは異なるので留意のこと。）

※所得税の申告等により、個人事業税が免除となっていることが明らかである場合は、個人事業税の納税証明書の徴求について省略することができるものとする。

3 創業・再挑戦アシスト資金を利用する場合は、会社設立の有無にかかわらず、事業を開始しようとする個人にかかる過去3事業年度分の個人住民税（県外住所地のものを含む。）の納税証明書によるものとする。

4 前項までの規定にかかわらず、確認すべき税目以外の県税（自動車税、不動産取得税等）の

未納が判明した場合は、各要綱による融資制度の利用はできないものとする。

ただし、再チャレンジサポート資金については、別に定めるところによる。

- 5 納税要件については、第2項、第3項に規定する納税証明書に代えて「完納証明書」又は「未納がないことの証明書」を徴求して確認することができるものとする。

(信用保証)

第8条 各要綱による融資は、保証協会の保証を付するものとする。

事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合の融資の条件等は、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるところによるものとする。

- 2 各要綱による融資に保証協会の保証を付する場合、次に掲げる融資制度は、取扱金融機関と保証協会の責任共有制度の対象外とする。

小規模事業資金（小規模借換資金）のうち特別小口扱い、がんばる小規模企業応援資金、創業・再挑戦アシスト資金（一般保証を除く）、セーフティネット資金（第5号を除く）、再チャレンジサポート資金のうち経営安定化扱い及び経営安定つなぎ資金扱い（一部除く）によるもの

- 3 各要綱による融資に保証協会の保証を付する場合、下記により保証料率の軽減を行うものとする。ただし、小規模借換資金の場合及び返済条件の変更により新たに保証料が必要となる場合は保証料率の軽減は行わないものとする。

なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用し、保証人を徴求しない場合、細則及び各要綱に記載の保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした保証料とする。

- ① 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象である場合(その1)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.40	0.35	0.35	0.30	0.25	0.15	0	0	0
利用者負担料率	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45

- ② 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象である場合(その2)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.30	0.25	0.25	0.20	0.15	0.05	0	0	0
利用者負担料率	1.60	1.50	1.30	1.15	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45

注) 小規模事業資金において、融資期間を運転資金7年以内または、設備資金10年以内を選択した場合に適用

- ③ 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象である場合(その3)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
県補助率(軽減)	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.30	0.20
利用者負担料率	0.75	0.60	0.45	0.30	0.20	0.10	0	0	0

注) 事業承継フォロー資金の場合に適用

- ④ 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象である場合

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.55	0.50	0.50	0.45	0.40	0.30	0.15	0.15	0.15
利用者負担料率	1.35	1.25	1.05	0.90	0.75	0.70	0.65	0.45	0.30

注) 経営向上サポート資金の場合に適用

⑤ 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象である場合

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基 本 料 率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.40	0.25
利用者負担料率	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.20	0.20	0.20

注) 設備投資促進資金の場合に適用

⑥ 保証料率が弾力化されており、かつ責任共有の対象外である場合

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基 本 料 率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
県補助率(軽減)	0.40	0.35	0.35	0.20	0.05	0	0	0	0
利用者負担料率	1.80	1.65	1.45	1.40	1.30	1.10	0.90	0.70	0.50

注) がんばる小規模企業応援資金の場合に適用

⑦ 保証料率が弾力化されておらず、かつ責任共有の対象である場合 0.24%を軽減
(例) 経営向上サポート資金(経営革新扱い)、環境対策促進資金(公害防止保証にかかるもの)、防災・減災対策支援資金、セーフティネット資金(第5号)等

(※再チャレンジサポート資金(経営安定化扱い、経営安定つなぎ資金扱い)の場合 0.32%を軽減)

(※設備投資促進資金(経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証にかかるもの)の場合 0.44%を軽減)

⑧ 保証料率が弾力化されておらず、かつ責任共有の対象外である場合 0.30%を軽減
(例) 小規模事業資金のうち特別小口扱い、創業・再挑戦アシスト資金(スタートアップ推進扱いを除く)、セーフティネット資金(第5号を除く)等

(※再チャレンジサポート資金(経営安定化扱い、経営安定つなぎ資金扱い) 上記⑦※以外、 0.40%を軽減)

(※創業・再挑戦アシスト資金(スタートアップ推進扱い)の場合 0.70%を軽減)

⑨ 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者の場合(小規模事業資金、経営向上サポート資金に適用) 上記①、②、④、⑦、⑧から0.10%を軽減

4 各要綱による融資制度と保証協会の保証制度は、別表3(三重県中小企業融資制度と保証協会保証制度の対応関係)のとおり対応するものとする。

(資金の使途)

第9条 資金の使途は、事業に必要となる設備資金及び運転資金とし、下記のものは対象外とする。

- ① 投機資金、生活資金等事業に直接関係のない資金
- ② 納税資金(事業承継支援資金を除く)、出資金、転貸資金
- ③ 既融資の返済資金
- ④ 県外の事業所にかかる設備資金
- ⑤ 既に支払済みの設備資金
- ⑥ 専ら事業の用に供するもの以外の車両購入にかかる資金(私的利用の可能性のある車両の購入は対象外)
- ⑦ その他県の補助対象として適切でないと判断される資金

（融資限度額）

第10条 各要綱で定める融資限度額は、一事業者への融資限度額であり、同一資金（資金名称変更に伴う同一資金を含む。）の融資残高がある場合は、その残高を差し引いた額を融資限度額とする。

（返済条件変更の取り扱い）

第11条 被災及び経営環境の激変により、当初返済条件での返済履行が困難となった場合は、取扱金融機関と保証協会の同意において、下記により返済条件の変更を認めることができるものとする。

- ① 条件変更後の融資利率は当初条件どおりとすること。
- ② 条件変更後の完済日は当初条件どおりとすること。（延べ融資期間の延長をしないこと。）
- 2 利子補給・保証料補助は当初条件に基づいて実施し、追加的に発生する金利及び保証料は利子補給・保証料補助の対象としない。又、条件変更により新たに発生した保証料についてはすべて事業者負担とする。
- 3 第2項の規定に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施した条件変更（新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間内に実施するものに限る）により追加的に発生する金利は利子補給の対象とする。
- 4 三重県新型コロナウイルス感染症対応資金について、当初貸付日から3年を経過した場合、融資利率を金融機関所定利率（年率1.6%以内）に変更できるものとする。

（借換等の取り扱い）

第12条 各要綱による融資で、他の融資の借換又は一本化を行うことは原則としてできないものとする。

ただし、以下の融資制度を利用する場合であって、他の融資の借換又は一本化について取扱金融機関及び保証協会が合意した場合に限り、これを認めるものとする。

（1）セーフティネット資金

保証協会の保証付融資（緊急保証関連、経営安定化保証、セーフティネット資金、県制度として実行されたその他の責任共有対象外保証）を一本化することで、毎月の返済額が軽減されること。

（2）小規模借換資金

（3）事業承継フォロー資金

（4）再チャレンジサポート資金

※（2）から（4）までの資金は各融資要綱に定めるとおり。

（補助金等の取り扱い）

第13条 融資利率の軽減措置につき、取扱金融機関に交付する利子補給補助金の取り扱いについては、三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付要領による。

2 保証料率の軽減措置につき、保証協会に交付する保証料軽減補助金の取り扱いについては、信用保証協会保証料軽減補助金交付要領による。

3 取扱金融機関及び保証協会による報告漏れ又は請求漏れにより、補助金の額に漏れがあった場合は、取扱金融機関及び保証協会はこの請求権を放棄したものとする。

（融資利率及び保証料率）

第14条 融資利率及び保証料率は各資金融資要綱に定めるとおりとする。ただし、金利情勢に急激かつ大きな変動が発生した場合などは、この限りではない。

（暴力団排除の取り組み）

第15条 取扱金融機関及び保証協会は、別表4（三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表）のいずれかに該当する者による利用の排除に努めるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度三重県中小企業融資制度実施細則は、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで廃止する。

別表 1 融資対象外の業種

三重県中小企業融資制度は、保証協会の保証を付することになりますが、保証の対象とならない業種例として、次の表のものがああります。

業 種	主な対象外事例	特 例
農業・林業・漁業	農業、林業、漁業	素材生産業 素材生産サービス業 鶏卵ふ化業 獣医業 園芸サービス業
金融・保険業	銀行業、質屋、貸金業、 両替業、手形交換所、証券業	クレジットカード業・割賦金融業 金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く） 商品先物取引業・商品投資顧問業 補助的金融業・金融附帯業（資金移動業務を行うもの、前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る） 金融代理業（金融商品仲介業に限る） 保険媒介代理業 保険サービス業
興業および娯楽に関する事業	店舗型性風俗特殊営業（ヌードスタジオ、ストリップ劇場など）、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業	
その他	学校法人、宗教法人、 政治・経済・文化団体、 集金業、取立業	集金業、取立業のうち公共料金または、これに準ずるものに係るものを除く。

詳細については、三重県信用保証協会にお問い合わせください。

別表２ 取扱金融機関

令和７年４月１日現在

制 度 名	取 扱 金 融 機 関 名
小規模事業資金 小規模借換資金 がんばる小規模企業応援資金	(普通銀行) 百五銀行、三十三銀行、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、滋賀銀行、南都銀行、紀陽銀行、あいち銀行 (信用金庫) 津信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫 (信用組合) 信用組合愛知商銀、イオ信用組合 (農業協同組合) 三重北農協、鈴鹿農協、津安芸農協、みえなか農協、多気郡農協、伊勢農協、伊賀ふるさと農協、三重県信用農業協同組合連合会 (漁業協同組合) 東日本信用漁業協同組合連合会 ただし、商工貯蓄共済制度加入者扱いについては、商工貯蓄共済制度の定めによる取扱金融機関
創業・再挑戦アシスト資金	小規模事業資金の取扱金融機関及び 商工組合中央金庫
経営向上サポート資金	
事業承継支援資金	
事業承継フォロー資金	
環境対策促進資金	
防災・減災対策支援資金	
設備投資促進資金	
セーフティネット資金	
リフレッシュ資金	
再チャレンジサポート資金	

別表3 三重県中小企業融資制度と保証協会保証制度の対応関係

三重県中小企業融資制度	保証協会保証制度	責任共有	保証料 弾力化
小規模事業資金 小規模借換資金	一般保証	対 象	対 象
	特別小口保証	対象外	対象外
がんばる小規模企業応援資金	小口零細企業保証	対象外	対 象
創業・再挑戦アシスト資金	一般保証	対 象	対 象
	創業関連保証・再挑戦支援保証 スタートアップ創出促進保証	対象外	対象外
経営向上サポート資金	一般保証	対 象	対 象
	経営革新関連保証、経営革新関 連保証（新事業開拓保険分）、 先端設備等導入関連保証	対 象	対象外
事業承継支援資金	経営承継関連保証、 経営承継準備関連保証	対 象	対 象
	特定経営承継関連保証、 特定経営承継準備関連保証	対 象	対 象
	一般保証	対 象	対 象
事業承継フォロー資金	事業承継特別保証	対 象	対 象
	経営承継借換関連保証		
環境対策促進資金	一般保証	対 象	対 象
	公害防止保証		対象外
防災・減災対策支援資金	事業継続力強化関連保証	対 象	対象外
	連携事業継続力強化関連保証		
設備投資促進資金	一般保証	対 象	対 象
	経営力向上関連保証、 地域経済牽引事業関連保証	対 象	対象外
セーフティネット資金	経営安定関連保証	対象外 対象(第5号)	対象外
	危機関連保証	対象外	対象外
リフレッシュ資金	一般保証	対 象	対 象
再チャレンジサポート資金	一般保証	対 象	対 象
	経営安定関連保証	対象外	対象外
	経営革新関連保証	対 象	
	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	対象外 対 象	対象外

別表 4 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表

1	法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
2	法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
3	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
4	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
5	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
6	法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

令和 7 年度 小規模事業資金融資要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、三重県内の取扱金融機関、商工会、商工会議所、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び三重県（以下「県」という。）が協調し、信用力及び担保力が不足している小規模事業者に対する金融の円滑化を図り、その経営内容の向上を支援することを目的とする。なお、NPO 法人が利用できるのは、第 7 条の一般扱いのみとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは 5 人、ただし、中小企業信用保険法施行令の特例業種である「宿泊業」「娯楽業」は 20 人）以下の事業者をいう。

（取扱金融機関）

第 3 条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第 4 条 この要綱に基づく融資は、保証協会の保証を付するものとする。

（商工会及び商工会議所による支援）

第 5 条 この要綱に基づく融資は、商工会及び商工会議所が、その機能を活用し行う小規模事業者の経営改善の支援と連携して行うものとする。

（補助金等）

第 6 条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第 7 条 融資の対象は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）一般扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者（NPO 法人については、経営指導を受けていることを要件としない。）

（2）みえ経営向上支援扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく三重県版経営向上計画「ステップ 3」の三重県知事（以下、「知事」という。）の認定を受けた者とする。

（3）災害対応 BCP 作成扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、「三重県版簡易 BCP」を活用し、災害時の BCP を作成して、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく三重県版経営向上計画「ステップ 2」の知事の認定を受けた者

（4）過疎・東紀州地域扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に規定する過疎地域及び東紀州地域において事業を営む者

※（参考）令和 7 年 4 月 1 日現在の過疎地域は津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧

青山町)、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町。東紀州地域は尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(5) 商工貯蓄共済制度加入者扱い

第1号に規定する要件を満たすほか、商工会の会員であって12か月以上正常に共済掛金を拠出している者

(6) 中小企業倒産防止共済加入者扱い

第1号に規定する要件を満たすほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠出している者

(7) 特別小口扱い(無担保無保証人扱い)

第1号に規定する要件を満たすほか、申込の日以前一年間において、次のいずれかの税について納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長にかかる期限を含む。)が到来した税額がある者であって、かつ当該税額(延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これにかかる期限が当該申込の日の翌日以降に到来するものを除く。)を完納している者

① 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は法人税)

② 事業税

③ 県民税又は市町村民税の所得割(地方税法の規定による障害者控除、老年者控除又は寡婦控除により住民税の所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合は法人割)

※この扱いを受けた者は保証協会の他の保証の利用に制限がかかるので留意のこと。

詳細については、保証協会にお問い合わせ下さい。

(資金の使途)

第8条 資金の使途は、事業にかかる設備資金及び運転資金とする。

※経営指導員の行う経営指導において、当該小規模事業者の経営改善のために必要となると判断された事業資金については対象とする。

ただし、不動産にかかる資金の場合は、原則、店舗、工場の取得、新築又は増改築にかかる資金は対象とする。(土地の取得にかかる資金は店舗、工場の取得、新築又は増改築に伴う場合に限ることとし、土地のみの取得の場合は対象としない。)

(融資の条件)

第9条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般扱いその1(融資期間が設備資金7年以内、運転資金5年以内を選択した場合)

① 融資限度額 1事業者 2,500万円

なお、小規模借換資金の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。

② 融資利率 固定・年率 1.60%

③ 保証料率 年率 0.45%~1.50%

ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者 0.35%~1.40%

④ 融資期間 設備資金7年以内、運転資金5年以内(いずれも据置期間なし)

ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者は、据置期間2年以内とする。

⑤ 返済方法 元金均等月賦返済

⑥ 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。

⑦ 保証人 必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証は原則徴求しない。

(2) 一般扱いその2(融資期間が設備資金10年以内、運転資金7年以内を選択した場合)

① 融資利率 固定・年率 1.70%

② 保証料率 年率 0.45%~1.60%

ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者 0.35%~1.50%

- ③ 融資期間 設備資金10年以内、運転資金7年以内(いずれも据置期間なし)
ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者は、据置期間2年以内とする。
- ④ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (3) みえ経営向上支援扱い
 - ① 融資利率 固定・年率 1.40%
 - ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (4) 災害対応BCP作成扱い
 - ① 融資利率 固定・年率 1.50%
 - ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (5) 過疎・東紀州地域扱い
 - ① 融資利率 固定・年率 1.40%以内
 - ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (6) 商工貯蓄共済制度加入者扱い
 - ① 融資限度額 1事業者 1,500万円
なお、小規模借換資金(商工貯蓄共済制度加入者扱い)の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。
 - ② 融資利率 固定・年率 1.40%
 - ③ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (7) 中小企業倒産防止共済加入者扱い
 - ① 融資利率 固定・年率 1.50%
 - ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。
- (8) 特別小口扱い(無担保無保証人)
 - ① 融資限度額 1事業者 2,000万円
なお、小規模借換資金(特別小口扱い)の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。
 - ② 保証料率 年率 0.60%
 - ③ 担保及び保証人 不要
 - ④ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(融資の手続き)

第10条 NPO法人以外の融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、経営指導を受けている商工会又は商工会議所に保証協会所定の申込書を提出するものとする。ただし、みえ経営向上支援扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る認定書の写し(申請書を含めた一式)を、災害対応BCP作成扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ2」に係る認定書の写し及び三重県版経営向上計画様式第1号(BCP作成の旨記載のある部分を含む。)の写しを、それぞれ添付すること。

また、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者にあつては、行動計画の写しを添付すること。

- 2 商工会及び商工会議所は、申請者の経営状況、指導事項の改善状況等に照らし、新たな事業計画及び資金計画の妥当性と融資の必要性を認めた場合は、前項で受理した申込書に斡旋書(様式1)を添付して保証協会に斡旋を行うとともに、申請者が取引を希望する取扱金融機関に斡旋を行う旨の通知を行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、すみやかに審査を行い、保証承諾が適当と認めたときは取扱金融機関に斡旋するものとする。審査結果は、諾否にかかわらず商工会及び商工会議所を通じて申請者に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、前項の斡旋を受けたときは、所定の手続を経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続は、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

なお、NPO法人については、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書により取扱金融機関に申し

込むものとする。

取扱金融機関は、申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。

保証協会は保証依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し取扱金融機関に通知するものとする。

取扱金融機関は保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経てすみやかに融資を実行するものとする。

融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

（経営指導）

第11条 商工会及び商工会議所は、常に、NPO法人以外の融資を受けたもの（以下「借受人」という。）の経営状況、改善状況の把握に努めるものとし、少なくとも6か月に1回以上借受人への経営指導を実施するものとする。

2 借受人は、融資を受けた後少なくとも6か月に1回以上、商工会又は商工会議所に経営改善の状況を報告するとともに、経営の指導を受けなければならない。

（報 告）

第12条 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

（償還等）

第13条 商工会及び商工会議所は、NPO法人以外の借受人の償還が遅延しないよう常に経営指導を行うものとする。

2 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときは、その旨を保証協会に報告するものとする。

3 保証協会は、返済金の遅延があったときは、当該融資を斡旋した商工会又は商工会議所にその旨を通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか、必要な事項は、県、保証協会、取扱金融機関、商工会及び商工会議所が協議して定める。

なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

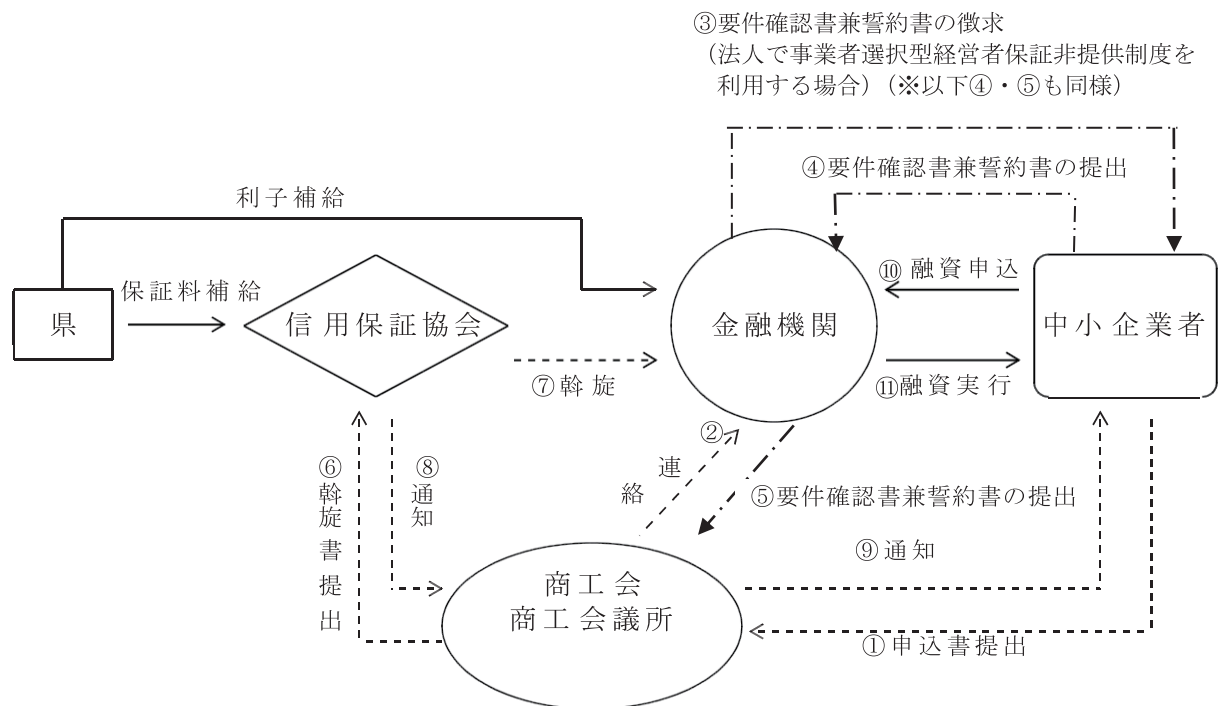
附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度小規模事業資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

小規模事業資金フローチャート

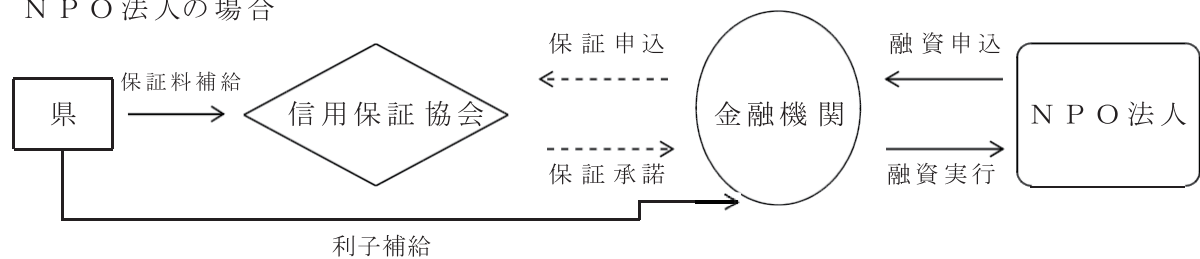
NPO法人以外の事業者の場合



※みえ経営向上支援扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る認定書の写し（申請書を含めた一式）を添付すること。

※災害対応BCP作成扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ2」に係る認定書の写し及び三重県版経営向上計画様式第1号（BCP作成の旨記載のある部分を含む。）の写しを添付すること。

NPO法人の場合



(商工会議所又は商工会名称)

(代表者氏名)

下記案件について審査の結果、適当と認めますので斡旋します。

申込入	所在地(住所)				納税確認欄	法人事業税及び法人県民税(未納なし・未納あり) 個人事業税及び県市民税(未納なし・あり)		
	企業名(氏名)				業 種			
資金使途	運転・設備・運設	融資希望額	千円	融資期間	ヵ月	融資希望日	年 月 日	
返済方法	年 月 日から毎月 日に 円あて 回返済、(最終回 円)							
その他の条件					※保証協会記入欄	責任共有あり(負担金or部分保証) 責任共有なし(特別小口扱いのみ)		
取扱金融機関のプロパー融資状況		有・無	貸付(A) 千円	割引(B) 千円	その他(C) 千円	合計(A+B+C) 千円		

所 見

1. 資金使途・融資額の概要とその妥当性	2. 返済計画、キャッシュフロー予測の概要とその妥当性
3. 最近の業況、経営環境の動向、自社の強み弱み	4. 経営指導事項(経営目標と改善点)[指導歴 年 月から]

申込入状況	申込入(代表者)の事業経験・業界知識 1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	経営指導員氏 名		
	事業の将来性 1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	電 話	— —	
	申込入(代表者)の計数観念(決算・業績把握度) 1 十分に有 2 普通 3 やや不足している	F A X	— —	
	立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか) 1 良好 2 普通 3 不良	金融機関名 担 当 者	(支店)	担当者名 月 日 了解済
	今期中の焦付 (相手先 千円)			

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込入が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。			
確認年月日 年 月 日	確認時間 時 分	確認方法 1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	商工団体確認者

令和 7 年度 小規模借換資金融資要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、小規模事業資金及び小規模借換資金（以下「小規模事業資金等」という。）の残高を有する小規模事業者が、新たに小規模事業資金を利用して事業資金の融資を受けようとする場合等において、既存の小規模事業資金等の借換又は一本化を行うことにより、毎月の返済負担軽減を図り、もって経営内容改善に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは 5 人、ただし、中小企業信用保険法施行令の特例業種である「宿泊業」「娯楽業」は 20 人）以下の事業者をいう。

（取扱金融機関）

第 3 条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第 4 条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を行うものとする。

（商工会及び商工会議所による支援）

第 5 条 この要綱に基づく融資は、商工会及び商工会議所が、その機能を活用し行う小規模事業者の経営改善の支援と連携して行うものとする。

（補助金等）

第 6 条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第 7 条 融資の対象は、小規模事業資金等の残高があり、新たな事業資金の融資を受けるにあたり、既存の小規模事業資金等の借換又は一本化を希望する小規模事業者であって、次の各号に定めるとおりとする。

（1）一般扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、事業税等県税を完納し、かつ商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者

（2）みえ経営向上支援扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく三重県版経営向上計画「ステップ 3」の三重県知事（以下、「知事」という。）の認定を受けた者とする。

（3）災害対応 B C P 作成扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、「三重県版簡易 B C P」を活用し、災害時の B C P を作成して、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく三重県版経営向上計画「ステップ 2」の知事の認定を受けた者

（4）過疎・東紀州地域扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に規定する過疎地域及び東紀州地域において事業を営む者

※（参考）令和 7 年 4 月 1 日現在の過疎地域は津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町。東紀州地域は尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町。

（５）商工貯蓄共済制度加入者扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、商工会の会員であって 1 2 か月以上正常に共済掛金を拠出している者

（６）中小企業倒産防止共済制度加入者扱い

第 1 号に規定する要件を満たすほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠出している者

（７）特別小口扱い（無担保無保証人扱い）

第 1 号に規定する要件を満たすほか、申込の日以前一年間において、次のいずれかの税について納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長にかかる期限を含む。）が到来した納期がある者であって、かつ当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これにかかる期限が当該申込の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者

① 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税）

② 事業税

③ 県民税又は市町村民税の所得割（地方税法の規定による障害者控除、老年者控除又は寡婦控除により住民税の所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合は法人税割）

ただし、別途保証協会の保証を付した融資を受けている者はこの扱いを受けることができない。

※この扱いを受けた者は保証協会の他の保証の利用に制限がかかるので留意のこと。

詳細については、保証協会にお問い合わせ下さい。

※各号「〇〇扱い」は、原則として借換又は一本化の前後で同じであることを想定している。

ただし、商工貯蓄共済制度加入者扱い又は中小企業倒産防止共済制度加入者扱いからの借換において対象となる要件を満たさなくなった場合及び小規模事業経営サポート資金扱いからの借換の場合は一般扱いにより取り扱うものとする。

（資金の使途）

第 8 条 資金の使途は、既存の小規模事業資金等の借換又は一本化に必要な資金とする。ただし、2 回目以降の借換（小規模借換資金からの借換）については、次の各号に掲げるものとし、第 1 号の額が第 2 号の額よりも大きいものとする。

（１）新たな事業資金

事業にかかる設備資金及び運転資金とする。

※経営指導員の行う経営指導において、当該小規模事業者の経営改善のために必要となると判断された事業資金については対象とする。

ただし、不動産にかかる資金の場合は、原則、店舗、工場の取得、新築又は増改築にかかる資金を対象とする。（土地の取得にかかる資金は店舗、工場の取得、新築又は増改築に伴う場合に限ることとし、土地のみの取得の場合は対象としない。）

（２）繰上償還のための資金

小規模事業資金等の残高を一括繰上償還するために必要な資金とする。ただし、一括繰上償還する融資は、当初返済条件どおり遅延なく返済が行われ、その残高が当初融資額の半分以下となっており、経営指導員の経営指導を受けているものに限る。

※ 2 本以上の小規模事業資金等を繰上償還する場合は、いずれかが当初返済条件どおり遅延なく返済が行われ、その残高が当初融資額の半分以下となっていれば対象とする。

（融資の条件）

第 9 条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）一般扱いその 1

- ① 融資限度額 1 事業者 2, 500 万円
 なお、小規模事業資金の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。
- ② 融資利率 固定・年率 1. 60%
- ③ 保証料率 年率 0. 45%~1. 90% (県の補助は行わない。)
- ④ 融資期間 5 年以内 (据置期間なし)
- ⑤ 返済方法 元金均等月賦返済
- ⑥ 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- ⑦ 保証人 必要に応じて徴求する。
 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(2) 一般扱いその2

- ① 融資利率 固定・年率 1. 70%
- ② 保証料率 年率 0. 45%~1. 90% (県の補助は行わない。)
- ③ 融資期間 7 年以内 (据置期間なし)
- ④ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(3) みえ経営向上支援扱い

- ① 融資利率 固定・年率 1. 40%
- ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(4) 災害対応BCP作成扱い

- ① 融資利率 固定・年率 1. 50%
- ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(5) 過疎・東紀州地域扱い

- ① 融資利率 固定・年率 1. 40%以内
- ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(6) 商工貯蓄共済制度加入者扱い

- ① 融資限度額 1 事業者 1, 500 万円
 なお、小規模事業資金 (商工貯蓄共済制度加入者扱い) の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。
- ② 融資利率 固定・年率 1. 40%
- ③ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(7) 中小企業倒産防止共済制度加入者扱い

- ① 融資利率 固定・年率 1. 50%
- ② その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(8) 特別小口扱い (無担保無保証人)

- ① 融資限度額 1 事業者 2, 000 万円
 なお、小規模事業資金 (特別小口扱い) の融資残高がある者は、その残高を差し引いた額とする。
- ② 保証料率 年率 0. 90% (県の補助は行わない。)
- ③ 担保及び保証人 不要
- ④ その他の条件は一般扱いその1と同様とする。

(融資の手続き)

第10条 融資を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、経営指導を受けている商工会又は商工会議所に保証協会所定の申込書を提出するものとする。ただし、みえ経営向上支援扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る認定書の写し (申請書を含めた一式) 災害対応BCP作成扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ2」に係る認定書の写し及び三重県版経営向上計画様式第1号 (BCP作成の旨記載のある部分を含む。) の写しを、それぞれ添付すること。

2 商工会及び商工会議所は、申請者の経営状況、指導事項の改善状況等に照らし、新たな事業計画及び資金計画の妥当性と融資の必要性を認めた場合は、前項で受理した申込書に斡旋書 (様式1)

を添付して保証協会に斡旋を行うとともに、申請者が取引を希望する取扱金融機関に斡旋を行う旨の通知を行うものとする。

- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、すみやかに審査を行い、保証承諾が適当と認めたときは取扱金融機関に斡旋するものとする。審査結果は、諾否にかかわらず商工会又は商工会議所を通じて申請者に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、前項の斡旋を受けたときは、所定の手続を経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続は、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

(経営指導)

- 第11条 商工会及び商工会議所は、常に融資を受けたもの（以下「借受人」という。）の経営状況、改善状況の把握に努めるものとし、少なくとも6か月に1回以上借受人への経営指導を実施するものとする。
- 2 借受人は、融資を受けた後少なくとも6か月に1回以上、商工会又は商工会議所に経営改善の状況を報告するとともに、経営の指導を受けなければならない。

(報告)

- 第12条 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(償還等)

- 第13条 商工会及び商工会議所は、借受人の償還が遅延しないよう常に経営指導を行うものとする。
- 2 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときは、その旨を保証協会に報告するものとする。
- 3 保証協会は、返済金の遅延があったときは、当該融資を斡旋した商工会又は商工会議所にその旨を通知するものとする。

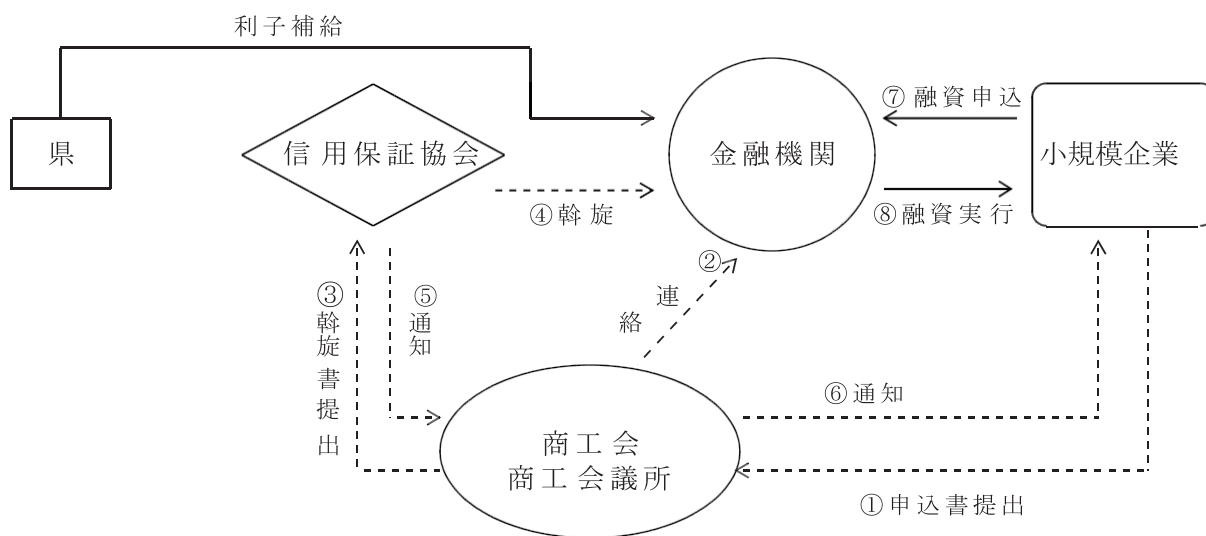
(その他)

- 第14条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか、必要な事項は、県、保証協会、取扱金融機関、商工会及び商工会議所が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度小規模借換資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

小規模借換資金フローチャート



※みえ経営向上支援扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る認定書の写し（申請書を含めた一式）を添付すること

※災害対応BCP作成扱いにおいては、申込書に知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ2」に係る認定書の写し及び三重県版経営向上計画様式第1号（BCP作成の旨記載のある部分を含む。）の写しを添付すること。

(商工会議所又は商工会名称)

(代表者氏名)

下記案件について審査の結果、適当と認めますので斡旋します。

申込入	所在地(住所)					納税確認欄	法人事業税及び法人県民税(未納なし・未納あり) 個人事業税及び県市民税(未納なし・あり)			
	企業名(氏名)					業 種				
資金使途	運転・設備・運設	融資希望額	千円		融資期間	ヵ月		融資希望日	年 月 日	
返済方法	年 月 日から毎月 日に 円あて 回返済、(最終回 円)									
取扱金融機関のプロパー融資状況		有・無		貸付(A) 割引(B) その他(C)		合計(A+B+C)				
				千円 千円 千円		千円 千円				
小規模事業 資金残高	融資実行日	当初融資額	現在融資残高	据置期間	月々の返済額	延滞実績	条件変更有無	※保証協会記入欄	責任共有あり(負担金or部分保証)	
	年 月 日	千円	千円	ヵ月	千円	有・無	有・無		責任共有なし(特別小口扱いのみ)	
	保証番号 : 保証料返戻口座 :【金融機関】 (当座・普通) 【口座番号】									

所 見

1. 資金使途・融資額の概要	2. 借換前の融資の当初の使途目的と融資効果(売上高・粗利益の推移など)
3. 返済計画の概要とその妥当性	4. これまでの返済状況と資金繰りの状況
5. 最近の業況、経営環境の動向、自社の強み弱み	6. 経営指導事項(経営目標と改善点)[指導歴 年 月から]

申 込 人 状 況	申込入(代表者)の事業経験・業界知識 1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	経営指導員氏名		
	事業の将来性 1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	電 話	— —	
	申込入(代表者)の計数観念(決算・業績把握度) 1 十分に有 2 普通 3 やや不足している	F A X	— —	
	立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか) 1 良好 2 普通 3 不良	金融機関名 担 当 者	(支店)	
	今期中の焦付 (相手先 千円)	1 発生していない 2 発生した	担当者名 月 日 了解済	

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込入が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	商工団体確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

令和7年度 がんばる小規模企業応援資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、物価の高騰など、依然として厳しい経営環境の中、事業者が発展的に事業を継続していくためには、生産性向上など経営改善の取組を進めていく必要があることから、特に、経営基盤が脆弱な小規模企業を対象として、生産性向上等前向きな取組に必要な資金供給の円滑化を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは5人、ただし、中小企業信用保険法施行令の特例業種である「宿泊業」「娯楽業」は20人）以下の事業者をいう。

（取扱金融機関）

第3条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第4条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとし、国の全国統一保証制度の対象とする。

（補助金等）

第5条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第6条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税に未納のない小規模事業者とする。

（資金の使途）

第7条 資金の使途は、生産性向上等前向きな取組のために必要となる設備資金又は運転資金とする。

（融資の条件）

第8条 融資の条件は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| （1）融資限度額 | 1事業者 2,000万円
ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。 |
| （2）融資利率 | 固定・年率 1.45% |
| （3）保証料率 | 年率 0.50%～1.80% |
| （4）融資期間 | 設備資金 7年以内（据置期間なし）
運転資金 5年以内（据置期間なし） |
| （5）返済方法 | 元金均等月賦返済 |
| （6）担保 | 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 |
| （7）保証人 | 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 |

（融資の手続き）

- 第9条 融資を受けようとする者は、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に、事業計画書（様式1）を添付して取扱金融機関に申し込むものとする。
- 2 取扱金融機関は、前号の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経てすみやかに融資を実行するものとする。
- 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

（報 告）

- 第10条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。
- 3 借受人は、事業計画書に基づく事業の達成状況について、経過報告書（様式2）を作成するとともに、直近決算書の写しを添付し、取扱金融機関を通じて保証協会に報告するものとする。

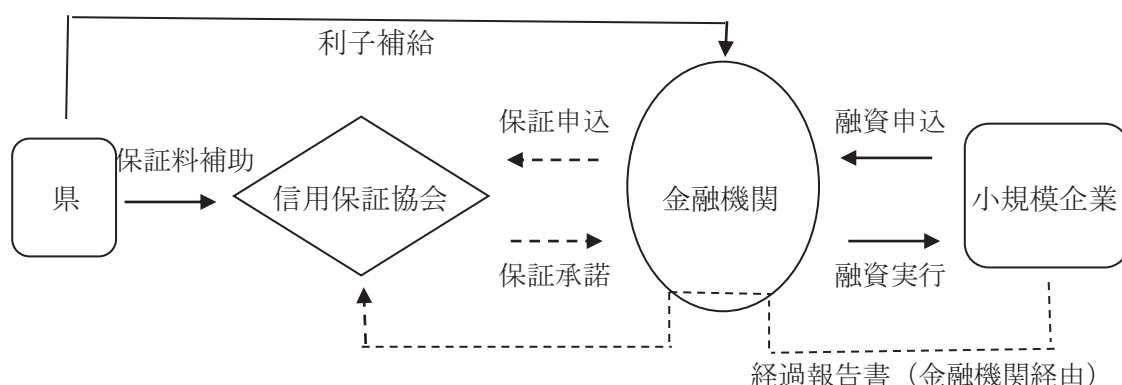
（その他）

- 第11条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度がんばる小規模企業応援資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

がんばる小規模企業応援資金 フローチャート



がんばる小規模企業応援資金用事業計画書

計画策定日： 年 月 日

住所または所在地

法人名代表者名
または氏名

電話番号

【事業計画書アクションプラン】

【単位：千円、％】

No.	経営課題	具体的取組内容	実施時期	改善目標（計画〇期目からの増減）			
				項目	計画 1 期目	計画 2 期目	計画 3 期目
1							
2							
3							

【事業計画の概要】

項目	実績	計画 0 期	計画 1 期	計画 2 期	計画 3 期	計画数値の主な前提
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益 (①－②)						
④売上総利益率 (③／①)						
⑤販管費及び 一般管理費						
⑥営業利益 (③－⑤)						
⑦経常利益						
⑧当期利益						

三重県信用保証協会 様

がんばる小規模企業応援資金経過報告書

〔被保証人〕

住所(本社)

氏名

(法人名)

(代表者名)

電話番号

融資に係る事業計画の **1年・2年・3年** 経過時の実施状況について次の通り報告します
(直近決算書の写しを添付のこと)。

〔実施状況〕

実施状況については、下記の①～③に○印をつけた通りであり、具体的内容については記載欄を参照して下さい。

- ① 計画以上に事業が進んでいる。

〔理由〕

(具体的な内容)

- ② 計画通りに事業が進んでいる。

- ③-1 計画通りに事業が進んでいない。

〔理由〕

ア. 売上不振

イ. 競合が厳しい

ウ. 資金繰りが多忙

エ. 収益性が低い

オ. 回収条件が厳しい

カ. 人材確保が難しい

(具体的な内容)

- ③-2 計画通りに事業が進んでいない場合、上記理由への対応

済 ・ 未済

金融機関名(支店)	
担当・電話番号	
融資実行日	年 月 日
保証番号	

令和7年度 創業・再挑戦アシスト資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、創業時に必要な資金の円滑化を図り、人材や技術力等の蓄積された産業資源の活用を促し、新たな事業の創出を促進することを目的とする。なお、NPO法人が利用できるのは、第5条の「創業扱い」（5）及び「再挑戦扱い」（4）のみとする。

（取扱金融機関）

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第5条 「創業扱い」の融資対象は、県内に主たる事業所を有し、又は事業所を設置しようとする者で、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- （1）事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。（※認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6月以内。）
- （2）事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。（※認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6月以内。）
- （3）中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。
- （4）事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない者。ただし、事業を開始した日以降5年の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。
- （5）事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者。ただし、設立の日以後5年の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。
- （6）中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- （7）上記（4）に規定する創業者であって、新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの。

（注1：上記（1）、（2）に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本資金の融資実行がなされた日を基準とする。）

（注2：上記（4）及び（7）に規定する「事業を開始した日以後5年」及び「事業を開始した日から起算して5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。上記（5）及び（6）に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。）

- 2 「再挑戦扱い」の融資対象は、県内に主たる事業所を有し、又は事業所を設置しようとする者で、以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦扱いの申請を以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に行った者。ただし、解散の日から5年を経過する前に行ったことの起算日は、解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を基準とする。

- (1) 事業を営んでない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者のうち、次のいずれかに該当する者（※認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6月以内。）
 - ① 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者
 - ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
- (2) 事業を営んでない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者のうち、次のいずれかに該当する者（※認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6月以内。）
 - ① 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者
 - ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
- (3) 事業を営んでない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ① 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者
 - ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
- (4) 事業を営んでない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ① 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者
 - ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
- (5) 上記(3)に規定する創業者であって、新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもののうち、次のいずれかに該当する者。
 - ① 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者
 - ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者

(注1：上記(1)、(2)に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本資金の融資実行がなされた日を基準とする。)

(注2：上記(3)及び(5)に規定する「事業を開始した日以後5年」及び「事業を開始した日から起算して5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。上記(4)に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。)

(注3：上記(1)①、(2)①、(3)①、(4)①及び(5)①に規定する「経営状況の悪化」とは業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいうものとする。)

(注4：上記(1)②、(2)②、(3)②、(4)②及び(5)②に規定する「業務を執行する役員」には社外取締役は含まず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む。）が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない。)

3 「再挑戦扱い」の申し込みを行う場合には、開始する事業概要と過去の事業経験の内容を、別に定める「資格要件申告書」により保証協会に提出するものとする。

(1) 資格要件申告書の提出があった場合は、経営状況の悪化や事業の廃止の日又は会社解散の日から5年を経過していないこと等を確認し当該保証の対象者かを判断するものとする。

(2) 確認資料

事業の廃止又は会社の解散等については以下の資料により確認する。

- ① 事業の廃止にあつては、廃業届出書、過去の税務申告書の控え等の廃止日が確認できるもの
- ② 破産免責決定を受けたもので、上記①の資料が確認できない場合は、破産手続開始決定通知書等の書類
- ③ 会社の解散及び解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったことの確認に

あつては、解散登記のある商業登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）

（注１：上記（２）②における事業の廃止の起算日は破産手続開始日とする。）

（注２：過去の事業の廃止又は会社の解散の経験等の詳細が、明らかに虚偽であると判明した場合は除く。）

- 4 「商工会・商工会議所斡旋扱い」の融資対象は、「創業扱い」または「再挑戦扱い」の要件を満たす者で、商工会及び商工会議所の創業支援を受ける者とする。なお、NPO法人は、当該融資対象外とする。
- 5 「スタートアップ推進扱い」の融資対象は、「創業扱い」の要件を満たすもので、県のスタートアップ支援事業を終了し、当該事業において事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援を受けた事業を行う者とする。なお、NPO法人は、当該融資対象外とする。
- 6 「移住創業支援扱い」の融資対象は、「創業扱い」の要件を満たすもので、県内市町の移住支援策を活用し県外から県内に移住し創業を行う者とする。なお、NPO法人は、当該融資対象外とする。
- 7 「不動産取得資金」の融資対象は、「創業扱い」の要件を満たすもので、事業に必要な不動産取得のために借入を行う者とする。（ただし、客観的にみて既にその事業に着手していることが明らかである場合に限る。）
- 8 スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合の融資対象は、第１項（２）、（３）、（５）、（６）及び（７）のいずれかの要件に該当するものとする。なお、保証申込受付時点において税務申告１期末終了の創業者にあつては創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有していることを要する。

※８本保証については、全国統一制度の対象である。

（資金の使途）

第６条 資金の使途は、創業及び再挑戦により行う事業の実施のために必要となる設備資金及び運転資金とする。ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）は含まないものとする。

- 2 「不動産取得資金扱い」の資金使途は、設備資金（不動産を取得する創業の場合の当該不動産）とする。

（融資の条件）

第７条 「創業扱い」、「再挑戦扱い」の融資の条件は、次のとおりとする。

NPO法人以外の事業者の場合

- （１）融資限度額 １事業者 ３，５００万円
- （２）融資利率 固定・年率 １．４０％
（「商工会・商工会議所斡旋扱い」の場合、１．３５％）
- （３）保証料率 年率 ０．６０％
（スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合、０．８０％）
- （４）融資期間 １０年以内（据置期間１年以内を含む。）
ただし、スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合であつて、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を３年以内とする。
- （５）返済方法 元金均等月賦返済
- （６）担保 物的担保は徴求しない。
- （７）保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
なお、スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合、保証人は徴求しない。

NPO法人の場合

- （１）融資利率 固定・年率 １．４０％
（「商工会・商工会議所斡旋扱い」は融資対象外）

- (2) 保証料率 年率 0.45%～1.50%
 (スタートアップ創出促進保証は適用対象外)
- (3) その他条件は、NPO法人以外の事業者の場合と同様とする。
- 2 「スタートアップ推進扱い」の場合
 - (1) 保証料率 年率 0.20%
 - (2) その他条件は第1項のNPO法人以外の事業者の場合と同様とする。
- 3 「移住創業支援扱い」の場合
 - (1) 保証料率 年率 0.40%
 (スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合、0.60%)
 - (2) その他条件は第1項のNPO法人以外の事業者の場合と同様とする。
- 4 「不動産取得資金」場合
 - (1) 保証料率 年率 0.45%～1.50%
 - (2) 担保 取得する当該不動産
 - (3) その他条件は第1項のNPO法人以外の事業者の場合と同様とする。
- 5 クラウドファンディングを実施し目標金額が達成された事業を、金融機関からの推薦を受けて実施する場合、第1項から第4項の保証料を0.2%軽減する。

(融資の手続き)

- 第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に創業・再挑戦計画書(様式1)及び事業計画を説明する資料を添えて、取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。ただし、既に事業を開始し、又は会社を設立している場合には、既存の創業計画書又は直近の決算書の添付をもって、創業・再挑戦計画書(様式1)に代えることができるものとする。
- なお、「商工会・商工会議所斡旋扱い」の場合、創業支援を行った商工会又は商工会議所は前出の申込書に斡旋書(様式3)を添付して保証協会に斡旋を行うとともに、申請者が取引を希望する取扱金融機関に斡旋を行う旨の通知を行うものとする。
- 2 スタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に創業計画書(様式2)を添付して取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。
 - 3 「スタートアップ推進扱い」の場合、前出の申込書にスタートアップ推進扱い事業確認書(様式5)を添付するものとする。
 - 4 「移住創業支援扱い」の場合、前出の申込書に移住にあたり市町の支援策を受けたことが確認できる書類を添付するものとする。
 - 5 第7条第5項に該当する場合、前出の申込書にクラウドファンディング推薦書(様式6)を添付するものとする。
 - 6 取扱金融機関は、第1項、第2項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認められるものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
 - 7 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。なお、「スタートアップ推進扱い」において、保証協会が承諾を決定する場合、確認書(様式5)の写しを予め三重県に提出し、県の支援事業の終了者であることを確認するものとする。
 - 8 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
 - 9 前項の融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

(経営指導)

- 第9条 「商工会・商工会議所斡旋扱い」の場合、商工会及び商工会議所は、融資を受けた者(以下「借受人」という。)の償還が遅延しないよう常に創業後の経営状況の把握に努めるものとし、少なくとも6か月に1回以上、借受人への経営指導を実施するものとする。
- 2 借受人は、融資を受けた後少なくとも6か月に1回以上、商工会又は商工会議所に経営の状況を報告するとともに、経営の指導を受けなければならない。

(報 告)

- 第10条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。
- 3 「商工会・商工会議所幹旋扱い」の借受人は、取扱金融機関からの借入後は、保証承諾書の写し及び借入に係る償還計画表の写しを遅滞なく商工会・商工会議所に提出するものとする。
- 4 借受人は、創業（再挑戦）計画に基づく事業の1年経過時の達成状況について、「経過報告書（様式4）」を作成し、取扱金融機関を通じて保証協会に経過報告するものとする。

(スタートアップ創出促進保証に関する金融機関の責務及び報告)

- 第11条 取扱金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
- 2 取扱金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出するものとする。
- なお、取扱金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

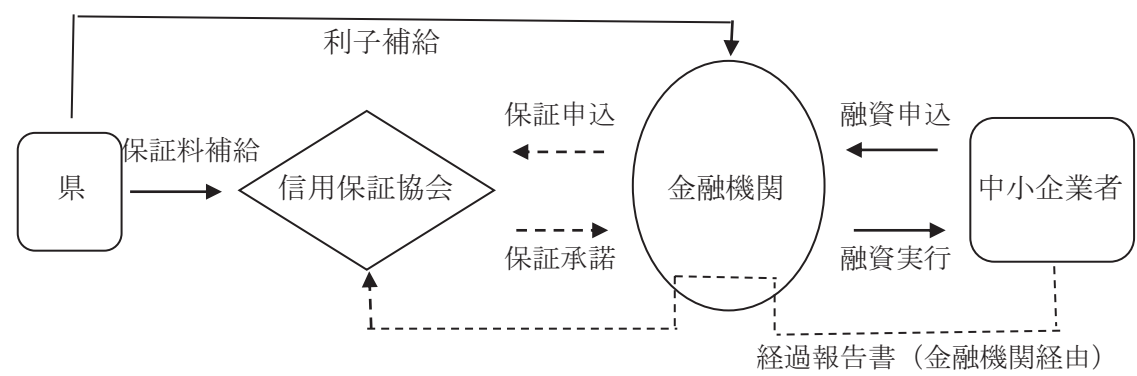
(その他)

- 第12条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

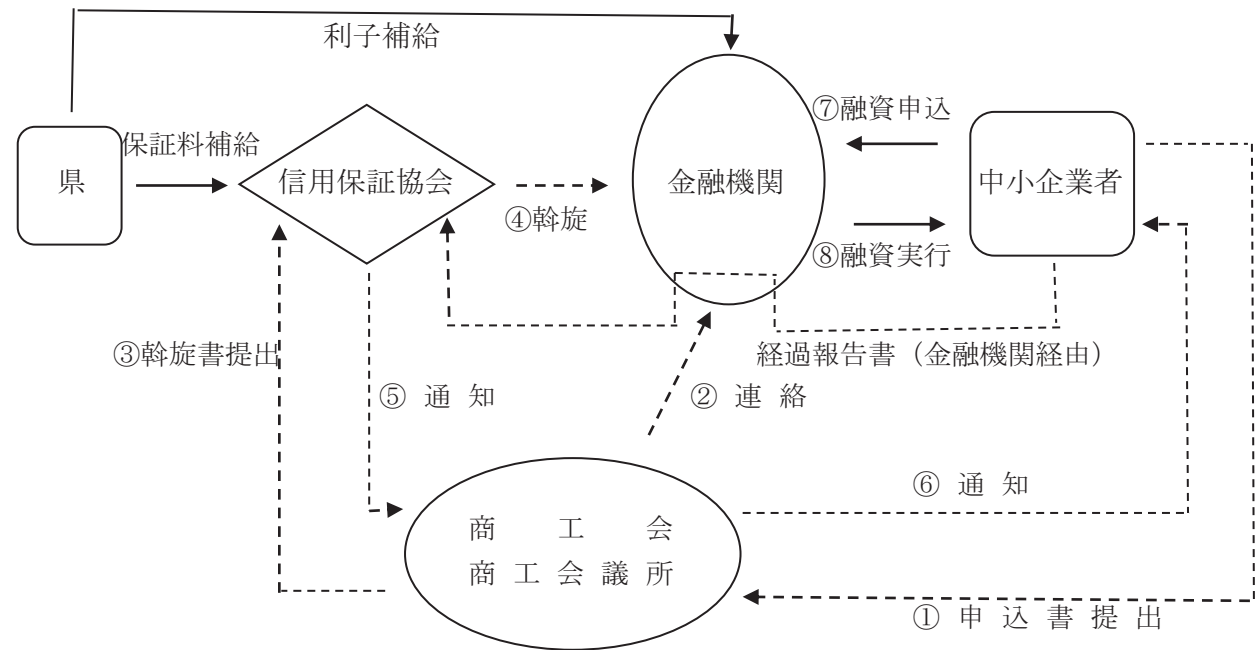
附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度創業・再挑戦アシスト資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

創業・再挑戦アシスト資金フローチャート



【商工会・商工会議所斡旋扱い】の場合



創業・再挑戦計画書

三重県信用保証協会 御中

年 月 日

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

[申込人]
住 所
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業		商 号 (個人) 会 社 名 (会社)		
開業(予定)住所	電話 ()				
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日	
業 種			資 本 金	〔会社設立(予定)の場合〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	[許可・免許・登録・認証の別を記入]		(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取 扱 品		仕 入 先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定の場合〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
()
- キ その他（具体的に記入して下さい）
()

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金 額	調達の方法	金 額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合 計		千円	合 計	千円

4. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

(創業・再挑戦計画書とあわせて、創業等関連保証の申込時に本書を添付)

自己資金算定額

自 己 資 金 等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入居保証金等				
	設 備 充 当 等				
合 計					①
借 入 金 等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
合 計					②
自 己 資 金 額 (① - ②) =					③

信用保証協会 御中

年 月 日

再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下の〔申込人〕
とおり申告します。

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

開始する事業

【事業概要を記入してください】

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業	商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()		
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (会社)	無 ・ 有	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業 種		資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円

＊別途「創業・再挑戦計画書」を提出してください。

事業経験について

〔既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします〕

1. 事業(注1)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注1)事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。

① 事業経験があります。

② 事業経験がありません。

(1. ②に該当する方は以下記入不要です。)

2. 事業経験の形態について〔1で「①あります」という方は、該当項目に○印を付けてください〕

① 個人事業

② 会社事業

3. 廃業(注2)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注2)廃業の定義

・個人事業:事業を廃止すること ・会社事業:会社が解散すること

① 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験があります。

② 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験はありません。

(3. ②に該当する方は以下記入不要です。)

< 裏面へお進みください >

4. 上記3で「①個人事業を廃止もしくは会社を解散した経験があります」という方は、ご記入ください。

(1) 該当項目に○印を付けてください。

		個人事業	会社事業
1	経過年数	① 廃業日から5年を経過していない ② 廃業日から5年を経過している	① 解散日から5年を経過していない ② 解散日から5年を経過している
2	原因	① 廃業原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> である ② 廃業原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> ではない	① 解散原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> である ② 解散原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> ではない
3	解散会社との関係		① 解散日において <u>会社経営者(注4)</u> であった ② 解散日において <u>会社経営者(注4)</u> ではなかった

(注3)経営状況の悪化……業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注4)会社経営者……業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ執行役を兼務しない取締役は含みません。

(2) 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)			業種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)				
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注5)	年 月 日	
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 { } 開始決定日 { 年 月 日 } 事件番号 { 裁判所 年()第 号 }		
保証協会の利用	無 ・ 有 { 信用保証協会 }			

(注5)解散年月日……解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を記入してください。

※ 個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していない場合は、以下の資料を添付してください。

- ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

創業計画書

三重県信用保証協会 御中

令和
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

〔 申 込 人 〕

住 所

会 社 名

氏名または
代 表 者 名

スタートアップ創出促進保証制度の申込
みにあたり、以下のとおり創業計画書を提
出いたします。

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため
情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

1. 事業概要

会 社 名 (予定含む)							
開業(予定)住所		電話 ()					
設 立 登 記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日		令和 西暦		
業 種			資 本 金		〔会社設立予定を含む〕 円		
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	[許可・免許・登録・認証の別を記入]		(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入(〔例〕食品衛生法)]		
従業員数	名	取 扱 品		仕 入 先			
開業動機・目的							
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習 得							
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額							
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先							

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
 （ ）
 キ その他（具体的に記入して下さい） （ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ (1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金 額 (千円未満切捨)	調達の方法		金 額 (千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計(A)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
小計(B)		千円			
合 計		千円	合 計(C)=(A)+(B)		千円
自己資金割合確認欄			(A)／(C)		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A) / (C) \geq 1 / 10$ (0. 1)

☐ (2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D) / ((D) + (E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D) / ((D) + (E)) \geq 1 / 10$ (0. 1)

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
そ の 他 費 用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

創業・再挑戦アシスト資金（商工会・商工会議所幹旋扱い） 幹旋書

三重県信用保証協会会長 様

年 月 日

（商工会議所又は商工会名称）

（代表者氏名）

下記案件について審査の結果、適当と認めますので幹旋します。

申込入	開業地(住所)					業 種				
	氏名及び会社名・商号					納税確認欄	個人事業税及び県市民税(未納なし・あり)			
事業歴	事業開始前(年 月開業予定) ・ 年(年 月開業)						法人事業税及び法人県民税(未納なし・未納あり) ※ 要件に該当する業歴がある場合に記載			
資金使途	運転・設備・運設	融資希望額	千円		融資期間	カ月 (うち据置)	融資希望日	年 月 日		
返済方法	年 月 日から毎月 日に 円あて 回返済、(最終回 円)									
取扱金融機関のプロパー融資状況		有・無		貸付(A) 割引(B) その他(C) 合計(A+B+C)						
				千円 千円 千円 千円						
日本公庫新規開業関連資金の申込状況	制度名	融資(希望)額	融資期間	うち据置期間	融資希望(実行)日	注) 今回の事業について、市町から、県の市町連携型金融支援補助金の適用を受けて公庫資金を借り入れる場合、本資金と同じ資金使途での借入はできません(「運設」も不可)。 ※ 適用を受けている残高がある場合も同様の取扱いとなるので留意すること。				
		千円	カ月 (カ月)	年 月 日						
	資金使途 ※注)を参照のこと 運 転 ・ 設 備 ・ 運 設		市町補助金(県の市町連携型金融支援補助金に基づくもの)の有無 ※注)を参照のこと 有 ・ 無							

創業・再挑戦計画書に対する所見

1. 資金使途・融資額の概要	2. 事業計画及び返済計画の概要と妥当性 ※資金繰表(様式任意)を添付すること
3. 経営環境の動向、自社の強み弱み	4. 経営指導事項(経営目標と改善点)

申 込 人 状 況	申込入(代表者)の事業経験・業界知識 1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	経営指導員氏 名		
	事業の将来性 1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	電 話	— —	
	申込入(代表者)の計数観念(会計知識・業績把握度) 1 十分に有 2 普通 3 やや不足している	F A X	— —	
	立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか) 1 良好 2 普通 3 不良	金融機関名 担 当 者	(支店)	担当者名 月 日 了解済
	今期中の焦付 (相手先 千円) 1 発生していない 2 発生した 3 借入なし			

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	商工団体確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

三重県信用保証協会 様

経 過 報 告 書

[被保証人]

住所(本社)

氏名

(法人名)

(代表者名)

電話番号

融資に係る創業・再挑戦計画の1年経過時の実施状況について次の通り報告します（直近の決算書の写しを添付のこと）。

[実施状況]

実施状況については、下記の①～③に○印を付けた通りであり、具体的内容等については記載欄を参照して下さい。

- ① 計画以上に事業が進んでいる。

[理由]

(具体的な内容)

- ② 計画通り事業が進んでいる。

- ③ 計画通り事業が進んでいない。

[理由]

ア. 売上不振

イ. 競合が厳しい

ウ. 資金繰りが多忙

エ. 収益性が低い

オ. 回収条件が厳しい

カ. 人材確保が難しい

キ. その他

(具体的な内容)

金融機関名(支店)	
担当・電話番号	
融資実行日	年 月 日
保証番号	

スタートアップ推進扱い確認書

三重県信用保証協会 御中

年 月 日

〔申 込 人〕

住 所

企業・団体
等 名

代 表 者

創業・再挑戦アシスト資金の申込みに
あたり、以下のとおり事業計画を提出し
ます。

1. 事業概要

(1) 支援を受けた県のスタートアップ支援事業の内容

(2) 事業内容

(3) 具体的な資金使途

様式6

創業・再挑戦アシスト資金
クラウドファンディング推薦書

年 月 日

取扱金融機関

支店長名

㊞

クラウドファンディング事業として、次の事業を推薦します。

1 事業者名（商号または会社名）

2 事業名

3 事業概要

4 クラウドファンディングの内容

サイト運営者名：

募 集 期 間：

募 集 目 標 額：

5 推薦理由

令和7年度 経営向上サポート資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、持続可能な事業活動の実現や多様な働き方の実現など経営力の強化に向けた取組に必要な資金の円滑な調達を支援することで、中小企業者のさらなる経営の発展に資することを目的とする。

（取扱金融機関）

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

（融資の対象）

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の各号に定める者とする。

（1）中小企業サステナブル経営推進扱い

①三重県SDGs推進パートナー登録企業

※ 三重県が申請書を受理している者を含む。（ただし、登録の見込みがある者に限る。）

②三重のサステナブル経営アワード受賞企業

（2）経営革新扱い

「中小企業等経営強化法」第14条第1項に基づく経営革新計画の三重県知事（以下「知事」という。）の承認を受けた者とする。なお、県外に本社がある中小企業者が県内事業所において経営革新計画を実施する場合、本社所在地の都道府県知事の承認を受けることとする。

（3）みえ経営向上扱い

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく三重県版経営向上計画「ステップ3」の知事の認定を受けた者とする。

（4）働き方改革扱い

働き方改革に関連する、国・県等の制度の認定登録を受けた者（別表1）とする。

（5）中小企業高付加価値化投資促進扱い

中小企業高付加価値化投資促進補助金の交付を受けた者とする。

（資金の使途）

第6条 資金の使途は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）中小企業サステナブル経営推進扱い

①三重県SDGs推進パートナー登録企業

サステナブル経営推進計画書（様式1）に基づく事業の実施に必要な設備資金及び運転資金とする。

②三重のサステナブル経営アワード受賞企業

サステナブル経営推進計画書（様式2）に基づく事業の実施に必要な設備資金及び運転資金とする。

（2）経営革新扱い

知事の承認を受けた経営革新計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金とする。なお、県外に本社がある中小企業者の場合、県内事業所において経営革新計画を実施するために必要な設備資金とする。

ただし、本資金の借入対象となる計画に対して、市町から三重県市町連携型金融支援補助金の適用を受けて日本公庫の融資を借り入れる場合（または適用を受けている残高がある場合）、

本資金を当該日本公庫の融資と同じ資金使途で借り入れることはできないものとする。

(3) みえ経営向上扱い

知事の認定を受けた経営向上計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金とする。

(4) 働き方改革扱い

事業にかかる設備資金及び運転資金とする。

(5) 中小企業高付加価値化投資促進扱い

中小企業高付加価値化投資促進補助金の交付を受けた事業を実施するために必要な設備資金及び運転資金とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1事業者 5,000万円 ただし、運転資金3,500万円
なお、経営力強化資金の融資残高がある場合は、これを差し引いた額とする。
- (2) 融資利率 取扱金融機関所定利率（固定利率でも変動利率でも可）
- (3) 保証料率 年率 0.30%～1.35%
（経営革新関連保証、経営革新関連保証（新事業開拓保険分）の適用を受ける場合 0.44%・0.91%）
（先端設備等導入関連保証の適用を受ける場合 0.44%）
ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者 0.20%～1.25%
（経営革新関連保証、経営革新関連保証（新事業開拓保険分）の適用を受ける場合 0.34%・0.81%）
（先端設備等導入関連保証の適用を受ける場合 0.34%）
- (4) 融資期間 運転資金 7年以内
ただし、三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者は、据置期間を2年以内とする。
設備資金 15年以内（据置期間2年以内を含む。）
- (5) 返済方法 元金均等月賦返済
- (6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(融資の手続き)

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする。

- 2 中小企業サステナブル経営推進扱いにあつては、サステナブル経営推進計画書（様式1または様式2）を添付すること。
- 3 経営革新扱いにあつては、融資の申し込みに先立って、知事の承認を受け、知事の承認を受けた経営革新計画に係る承認書の写し（申請書を含めた一式）を添付すること。
※中小企業等経営強化法第14条第1項に基づく知事の承認の手続き方法及び提出書類等については、中小企業・サービス産業振興課（TEL 059-224-2534）までお問い合わせください。
- 4 みえ経営向上扱いにあつては、知事の認定を受け、知事の認定を受けた三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る認定書の写し（申請書を含めた一式）を添付すること。
※三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく知事の認定の手続き方法及び提出書類等については、中小企業・サービス産業振興課（TEL 059-224-2534）までお問い合わせください。
- 5 働き方改革扱いにあつては、別表1に掲げる必要書類を添付すること。
- 6 中小企業高付加価値化投資促進扱いにあつては、中小企業高付加価値化投資促進補助金交付決定通知書の写しを添付すること。
- 7 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者にあつては、行動計画の写しを添付すること。
- 8 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 9 保証協会は、前項の依頼があつたときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知

するものとする。なお、中小企業サステナブル経営推進扱いにあっては、保証協会が承諾を決定した場合、計画書の写しを遅滞なく県に提出するものとする。

10 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。

11 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

(報 告)

第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。

2 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

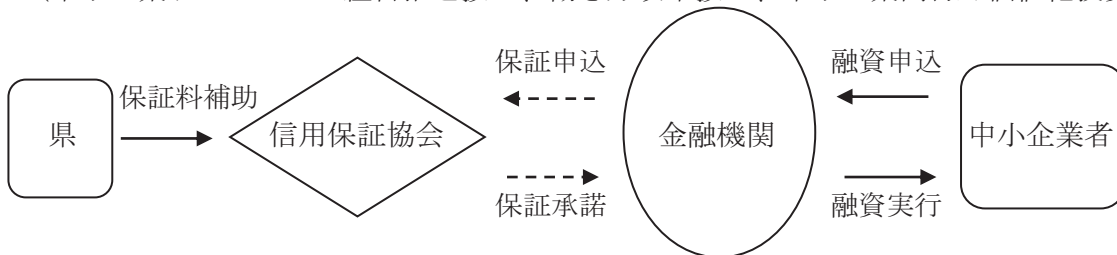
附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

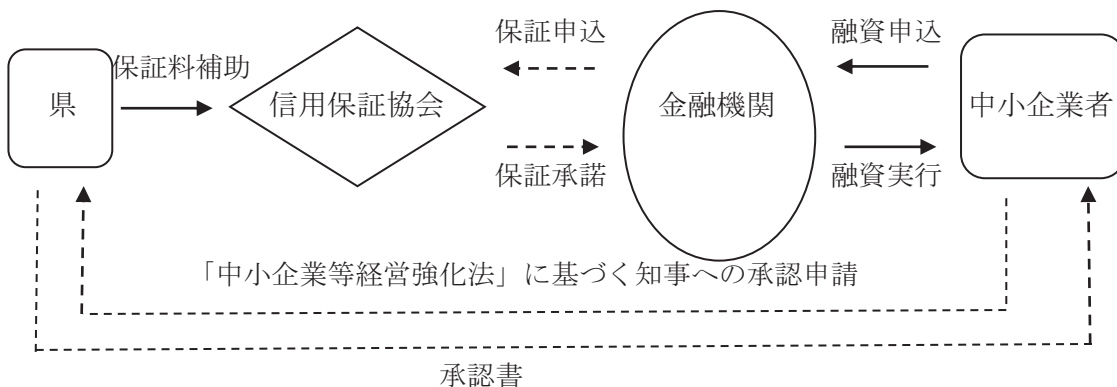
2 令和6年度経営力強化資金融資要綱は令和7年3月31日で廃止する。

経営向上サポート資金フローチャート

(中小企業サステナブル経営推進扱い、働き方改革扱い、中小企業高付加価値化投資促進扱い)

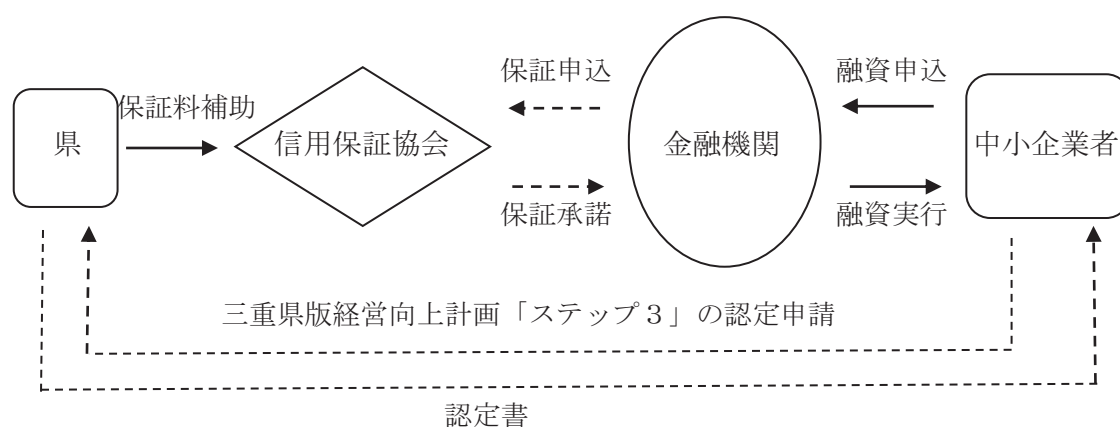


経営革新扱いフローチャート



中小企業等経営強化法第14条第1項に基づく知事の承認の手続き方法及び提出書類等については、中小企業・サービス産業振興課 (TEL 059-224-2534) までお問い合わせください。

みえ経営向上支援扱いフローチャート



※三重県版経営向上計画「ステップ3」に係る知事認定の手続き方法及び提出書類等については、
中小企業・サービス産業振興課(TEL 059-224-2534)までお問い合わせください。

別表 1

取組区分	対象事業者	必要書類、確認方法等 (認定制度等の問合せ先)
働き方改革	○みえの働き方改革推進企業の登録事業者	○みえの働き方改革推進企業登録証の写し (県雇用経済部雇用対策課 TEL 059-224-2454)
女性活躍推進	①えるぼし(厚生労働省による女性活躍を推進する企業の認定制度)の認定事業者 ②輝くみえのミライ☆三重県会議(旧:女性の大活躍推進三重県会議)に会員登録している事業者	①えるぼし認定証の写し (三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318) ②輝くみえのミライ☆三重県会議(旧:女性の大活躍推進三重県会議)会員企業・団体等一覧をプリントアウトしたもの。(県ホームページ掲載: http://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/86876047000.htm) (県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 TEL 059-224-2225)
育児支援	①くるみん・プラチナくるみん(厚生労働省による子育て支援企業の認定制度)の認定事業者 ②みえ次世代育成応援ネットワークの登録事業者	①くるみん・プラチナくるみん認定証の写し (三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318) ②みえ次世代育成応援ネットワーク登録証の写し (県子ども・福祉部少子化対策課 TEL 059-224-2057)
若者採用・育成	○ユースエール(厚生労働省による若者の採用・育成に積極的な企業の認定制度)の認定事業者	○ユースエール認定証の写し (三重労働局職業安定部訓練室 TEL 059-261-2941)
安全衛生	○安全衛生優良企業(厚生労働省による労働者の安全衛生に積極的な企業の認定制度)の認定事業者	○安全衛生優良企業認定証の写し (三重労働局労働基準部健康安全課 TEL 059-226-2107)
障がい者雇用	○法定雇用障害者数を超えて障がい者を雇用している事業者	○融資対象要件確認依頼書(様式3) (県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 TEL 059-224-2510)
生産性向上	①三重県経営品質賞を受賞した事業者 ②三重のおもてなし経営企業選で表彰を受けた事業者 ③三重県と包括協定を締結している県内の金融機関が主催するビジネスプランコンテスト等を受賞した事業者	○表彰状等の写し (県雇用経済部 ①②中小企業・サービス産業振興課 TEL 059-224-2534)
先端設備導入	○市町から承認を受けた先端設備等導入計画に基づき、設備を導入する事業者 (設備資金のみ)	○市町から承認を受けた先端設備等導入計画の写し (各市町の産業振興部署)
取引適正化	○「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者	○「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」の写し (中小企業・サービス産業振興課 TEL 059-224-2534)

※ 生産性向上③について

- ・「33FGビジネスプランコンテスト」2025入賞者については、三重県信用保証協会による独自補助により、保証料が更に0.1%軽減されます。

サステナブル経営推進計画書

三重県信用保証協会 御中

年 月 日

〔申 込 人〕

住 所

企業・団体
等 名

代 表 者

経営向上サポート資金の申込みにあたり、以下のとおり事業計画を提出します。

1. 事業概要

(1) 取組内容（要旨）

(2) 該当する項目

① 申請書の重点的な取組

② チェックリストの項目名、具体的な取組

(3) 具体的な資金使途

(4) 期待される効果

2. 添付書類

(1) 三重県SDGs推進パートナー登録証の写し

※ 登録前の場合、県の申請書受理通知（メール）をプリントアウトしたもの

(2) 三重県SDGs推進パートナー登録申請書の写し

(3) SDGs達成に向けた取組チェックリストの写し

(4) その他（具体的に記入して下さい）

サステナブル経営推進計画書

三重県信用保証協会 御中

年 月 日

〔申込人〕

住 所

企業・団体
等 名

代 表 者

経営向上サポート資金の申込みにあたり、以下のとおり事業計画を提出します。

1. 事業概要

(1) 取組内容

① 該当する項目

該当するものに「○」を付けてください。 ※複数項目選択可

ア. 環境への配慮・脱炭素

イ. 地域社会への貢献

ウ. 次世代育成の推進

エ. 従業員満足度の向上

② 要旨

(2) 具体的な資金使途

(3) 期待される効果

2. 添付書類

- (1) 三重のサステナブル経営アワード表彰状の写し
- (2) 三重のサステナブル経営アワード応募用紙の写し

融資対象要件（障がい者雇用）確認依頼書

業 種		常用労働者数	人
事業内容			

三重県中小企業融資制度経営向上サポート資金の対象事業者であることの確認を受けたいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、本依頼書に記載の内容及び添付書類については、事実と相違ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

融資対象要件（障がい者雇用）確認書

提出書類等を確認した結果、三重県中小企業融資制度経営向上サポート資金の対象事業者に該当することを確認しました。

年 月 日

三重県雇用経済部長 印

注 1 常用労働者数とは、正社員及び1年以上（見込みを含む）雇用されているパート・アルバイト社員で、派遣社員は含みません。短時間労働者については、0.5を乗じて得た数となります。

注 2 確認依頼に当たっては、以下の書類を添付してください。（以下の書類は、融資申込書への添付は不要です。）

（1）障害者雇用状況報告書の写し

（障害者雇用状況報告義務者の場合。職業安定所の受付印があるもの。）

（2）障がい者を雇用していることが確認できる書類

（障害者雇用状況報告義務者ではない場合。

雇用している障がい者の障害者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写し。）

注 3 その他確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

令和7年度 事業承継支援資金融資要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、経営者の死亡または退任等による経営の承継に伴い、株式や事業用資産等の取得に多額の費用が生じたことにより、事業活動の継続に支障が生じないように、資金繰り支援を行うことにより、中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(信用保証)

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

(補助金等)

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の各号に定める者とする。

- (1) 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた者
- (2) 三重県事業承継ネットワークの構成機関による支援を受け、事業承継計画を策定した者
- 2 前項第1号に定める特定経営承継関連特例に係る中小企業者の法人代表者又は特定経営承継準備関連特例に係る事業を営んでいない個人も融資の対象とするが、前項第2号の取扱いはできないこととする。なお、この場合は事業歴の有無は問わない。

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 議決権株式取得資金
- (2) 事業用資産等取得資金
- (3) 事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金
- (4) 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償資金
- (5) その他事業承継に伴い必要な資金

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1 事業者 5,000万円
- (2) 融資利率 固定・年率 1.60%
- (3) 保証料率 年率 0.45%～1.50%
- (4) 融資期間 10年以内
- (5) 返済方法 元金均等割賦返済
- (6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(融資の手続き)

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に以下に掲げる必要書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 第5条第1号に定める者 認定書の写し
- (2) 第5条第2号に定める者 事業承継支援資金事業計画書(様式1)
- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

(報 告)

- 第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

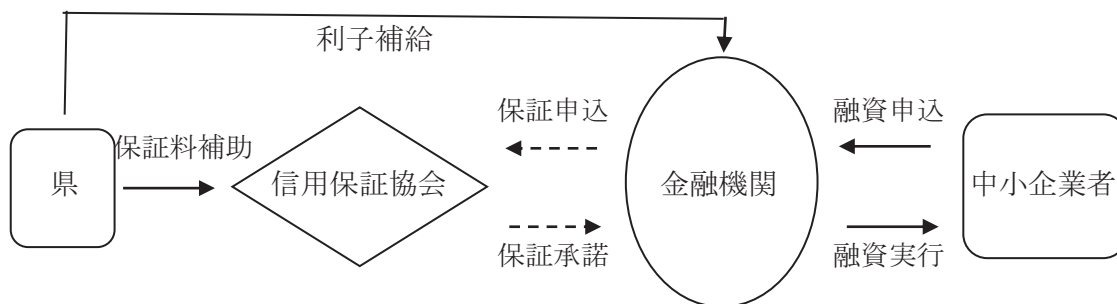
(その他)

- 第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度事業承継支援資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

事業承継支援資金フローチャート



事業承継支援資金事業計画書

御中

年 月 日

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代 表 者 名

事業承継支援資金貸付の申込みに際し、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1. 申込者（後継者）の概要（承継する又は承継した事業について記入してください。）

業 種		承継（予定） 時期	年 月 日
事業所所在地	電話 ()		
承継する又は承 継した事業内容			
現経営者（事業承継 後の場合は、旧経営 者）との関係	該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。 1 親族（続柄 ()) 2 親族以外の役員・従業員 () 3 その他 ()		
事業承継の理由			

2. 現経営者の概要（事業承継後の場合は、旧経営者について記入してください。）

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
事業所所在地			
業 種		開業年月日	年 月 日

3. 資金使途（該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。）

- (1) 議決権株式取得資金
- (2) 事業用資産等取得資金
- (3) 事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金
- (4) 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償資金
- (5) その他事業承継に伴い必要な資金
()

4. 事業計画

(1) 事業及び事業承継の内容

--

(2) 事業の内訳

	項 目	数量 (面積)	金額 (千円)	内 容
設 備				
運 転				
	合 計			

(3) 資金調達計画

資金調達内容	金額 (千円)	備考 (借入先・借入条件等)
本制度融資		
自己資金		
その他の借入金		
合 計		

(4) 施設・機器等の導入予定

年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、当機関の支援を受けて事業承継計画を策定した者であることを確認しました。

年 月 日

印

(三重県事業承継ネットワークの構成機関)

令和7年度 事業承継フォロー資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、また、新規はもとより借換にも対応することにより、事業承継の促進を図ることを目的とする。

（取扱金融機関）

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

（融資の対象）

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の各号に定めるとおりとする。

（1）事業承継特別保証扱い

次の①又は②に該当し、かつ、③、④に該当する法人とする。

- ① 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること
- ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していないもの。
- ③ 次の<1>から<4>までに定める全ての要件を満たすこと。なお、<1>から<3>までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、<4>については、保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。
 - <1> 資産超過であること
 - <2> EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること
 - <3> 法人・個人の分離がなされていること
 - <4> 返済緩和している借入金がないこと
- ④ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けたもの。

（2）経営承継借換関連保証扱い

次の①から④のいずれにも該当する法人とする。

- ① 次のいずれにも該当することにつき、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けていること。
 - <1> 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。
 - <2> 認定申請日の直前の決算において次の要件（注3）を満たすこと。
 - ア 資産超過であること
 - イ EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること
 - <3> 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。
- ② 保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。
- ③ 保証協会への申込日（注1）において、返済緩和している借入金がないこと。
- ④ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及

び財務内容その他経営の状況の確認を受けたもの。

(注1) 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

(注2) $E B I T D A$ 有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)

(注3) 認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、事業に係る設備資金及び運転資金であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第1号①に該当する中小企業者にあつては、保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
- (2) 第5条第1号②に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。
- (3) 第5条第2号に該当する中小企業者にあつては、経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1 事業者 8, 000 万円
 ※事業承継特別保証扱い、経営承継借換関連保証扱いそれぞれ
 8, 000 万円まで。
- (2) 融資利率 取扱金融機関所定利率（固定金利でも変動金利でも可）
- (3) 保証料率 年率0%～0.75%
- (4) 融資期間 10 年以内
- (5) 返済方法 元金均等月賦返済
- (6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人 徴求しない

(融資の手続き)

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に次に掲げる必要書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 事業承継計画書
 - (2) 財務要件等確認書
 - (3) 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合）
 - (4) 他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合）
 - (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
 - (6) 第5条第2号に該当する中小企業者にあつては、認定書又は認定書の写し
- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
 - 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
 - 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
 - 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

(報 告)

第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。

- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

(その他)

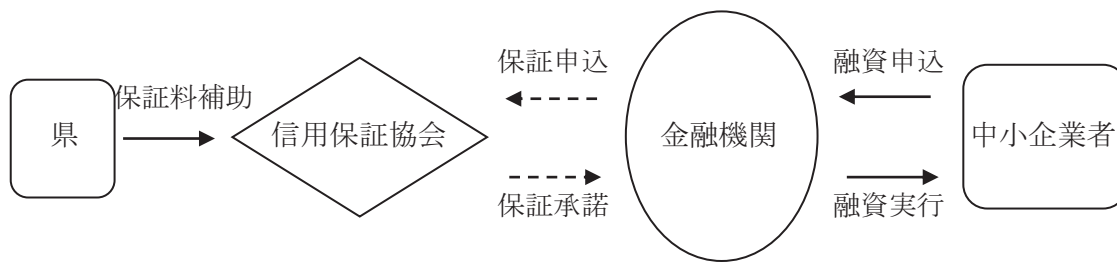
第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度事業承継フォロー資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

事業承継フォロー資金フローチャート



令和 7 年度 環境対策促進資金融資要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、環境対策等の活動に取り組む中小企業者の資金融通の円滑化を図り、事業環境への適応が促進されることで、中小企業の健全な発展に資することを目的とする。

（取扱金融機関）

第 2 条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第 3 条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第 4 条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第 5 条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者又は組合であつて、第 6 条第 1 項の規定に基づく三重県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた者とする。

（資金使途・融資条件等）

第 6 条 融資対象は、次の各号（1 号及び 2 号を「地球温暖化防止関連」といい、3 号から 7 号を「公害防止及び環境保全関連」という。）のいずれかに該当することについて知事の認定を受けた者とする。

（1）新エネルギー関連施設・設備の設置

別表 1 に掲げる新エネルギー関連施設・設備の設置

（2）省エネルギー関連施設・設備の設置

別表 1 に掲げる省エネルギー関連施設・設備の設置

（3）公害防止及び環境保全に資する施設の設置

別表 1 に掲げる公害防止及び環境保全に資する施設及びそれに附属する設備の設置

（4）工場又は事業場の公害防止のためにする移転

大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害を防止するための、別表 2 の A に掲げる地域から B に掲げる地域への移転

（5）土壌汚染の除去等

① 土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査のうち、法第 3 条第 1 項及び第 8 項に基づく土壌汚染状況調査

② 法第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査のうち、法第 4 条第 2 項及び第 3 項本文に基づく土壌汚染状況調査

③ 法第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査のうち、法第 5 条に基づく土壌汚染状況調査

④ 法第 7 条第 1 項に規定する指示措置及び実施措置

⑤ 法第 8 条第 1 項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担

⑥ 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 1 3 年 3 月 2 7 日三重県条例第 7 号。）第 7 2 条の 4 の届出に係る汚染の除去等の恒久対策

（6）吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置

（7）環境対策車の導入

① 低公害車の購入

営業用車両（営業用ナンバー）として、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車及び圧縮天然ガス自動車のいずれかの車両を購入する場合

② 使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造

③ NO_x・PM低減装置の装着

自動車NO_x・PM法に基づき規制対象とする排出基準に適合しない自動車にNO_x・PM低減装置（「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成16年度国土交通省告示814号）において優良であると評価されたものに限る。）を装着し排出基準適合車とする場合

④ 自動車NO_x・PM法排出基準適合車への買い替え

自動車NO_x・PM法に基づき規制対象となる排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い替える場合であって、以下〈1〉～〈5〉のすべてを満たす場合

なお、「買い替える」とは、原則として、小型トラックから小型トラック、普通トラックから普通トラック、大型バスから大型バス、マイクロバスからマイクロバス、特殊自動車から特殊自動車への買い替えに限るものとする。

〈1〉申請者が排出基準非適合車の自動車検査証（以下「車検証」という。）上の所有者かつ使用者であること

〈2〉環境対策活動（事業）計画書の受理日が排出基準非適合車の車検証有効期限前であること

〈3〉排出基準非適合車1台から排出基準適合車1台への買い替えであること

〈4〉排出基準非適合車と排出基準適合車の車検証上の用途が同じであること（ただし、「特種」用途から「特種」以外の用途への変更又は「特種」以外の用途から「特種」用途への変更であって、実際の用途が変わらないと認められる場合は、この限りではない。）

〈5〉排出基準非適合車は永久抹消登録するものであること

⑤ ポスト新長期規制以降の排出ガス規制対応車への買い替え

県内に登録の長期規制以前の排出ガス規制対応のディーゼル車両（以下「旧規制対応車」という。）を新車のポスト新長期規制以降の排出ガス規制対応車（以下「新規制対応車」という。）へ買い替える場合であって、以下〈1〉～〈5〉のすべてを満たすもの。

なお、「買い替える」とは、原則として、小型トラックから小型トラック、普通トラックから普通トラック、大型バスから大型バス、マイクロバスからマイクロバス、特種自動車から特種自動車への買い替えに限るものとする。

〈1〉申請者が旧規制対応車の車検証上の所有者かつ使用者であること

〈2〉環境対策活動（事業）計画書の受理日が旧規制対応車の車検証有効期限前であること

〈3〉旧規制対応車1台から新規制対応車1台への買い替えであること

〈4〉旧規制対応車と新規制対応車の車検証上の用途が同じであること（ただし、「特種」用途から「特種」以外の用途への変更又は「特種」以外の用途から「特種」用途への変更であって、実際の用途が変わらないと認められる場合は、この限りではない。）

〈5〉旧規制対応車は永久抹消登録するものであること

（8）リサイクル関連施設の整備等

脱水・乾燥施設、焼結施設、熔融施設、破碎施設、選別・分級施設、圧縮施設、発酵施設（発生ガス等の利用設備を含む。）等廃棄物の再生利用に必要な施設の整備

2 資金使途は、次の各号に掲げるところによる。

（1）新エネルギー関連施設・設備の設置

新エネルギー関連施設・設備に要する設備資金

（2）省エネルギー関連施設・設備の設置

省エネルギー関連施設・設備の設置に要する設備資金

（3）公害防止及び環境保全に資する施設の設置

公害防止及び環境保全に資する施設及びそれに附属する設備の設置に要する設備資金

（4）工場又は事業場の公害防止のためにする移転

移転のために要する費用のうち、建物、機械設備その他施設の取得に要する設備資金

（5）土壤汚染の除去等

汚染の除去等の措置又は土壤汚染状況調査に要する運転資金

（6）吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置

吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付け建築資材（ロックウール、ひる石、パーライト、ケイ酸ソーダ等）並びに折板裏打ちアスベスト断熱材の飛散の未然防止措置（除去、封じ込め、囲い込み工事及びそれに伴う試験、調査、廃棄物処理、環境測定等）

に必要となる設備資金及び運転資金(吹付けアスベスト等の除去を行った場合の代替品の施工経費を含む。)

なお、建築物の解体に伴うアスベスト等の除去については対象としない。

(7) 環境対策車の導入

低公害車の購入、自動車NO_x・PM法排出基準非適合車の排出基準適合車への買い替え又は改造、新規制対応車への買い替えに要する設備資金

(8) リサイクル関連施設の整備等

廃棄物を資源化・製品化するために必要となる施設の整備に要する設備資金(作業を行うために特に必要となる構築物、機械設備等を対象とし、特殊車両は含むが運搬用車両は含まない。また、事務所建設費、車両等機械設備の単独購入は対象外とする。)

3 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 1 企業・組合 5,000万円

ただし、第1項第5号による「土壤汚染状況調査」の場合は200万円

(2) 融資利率 固定・年率 1.60%

ただし、次の場合は固定・年率 1.40%

〈1〉第1項第1号及び第2号(地球温暖化防止認定)の場合

〈2〉第1項第6号(吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置)の場合

〈3〉第1項第7号②③④⑤の場合であって、自動車NO_x・PM法の対策地域に登録(車検証上の「使用の本拠の位置」)のある排出基準非適合車又は長期規制のディーゼル車両を買い替える場合、天然ガス自動車へ改造する場合及びNO_x・PM低減装置を装着する場合

〈4〉第1項第8号(リサイクル関連施設の整備等)の場合において、廃棄物処理法上の優良認定業者である場合

(3) 保証料率 年率 0.45%~1.50%

ただし、第1項第3号、第4号及び第5号の場合は0.91%

(4) 融資期間 設備資金7年以内(据置期間1年以内を含む。)

運転資金5年以内(据置期間なし)

(5) 返済方法 元金均等月賦返済

(6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。

(7) 保証人 必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(融資対象者の認定等)

第7条 第6条第1項の知事の認定を受けようとする者は、「環境対策活動計画書(様式1、様式1-2、1-3、1-4、添付書類)」3部を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の計画書を受理したときは内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に「環境対策活動計画認定書(様式2)」を交付するものとする。

(融資の手続き)

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に知事の認定書又は県の承認書を添付(計画書を含めた一式)して、取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認められるものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。

3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。

4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て本要綱の条件により融資を行うものとする。

5 前項の融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約の定めるところによるものとする。

(報告)

第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告す

るものとする。

- 3 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

（その他）

第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
2 令和6年度環境対策促進資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

（参考1）自動車NO_x・PM法の規制について

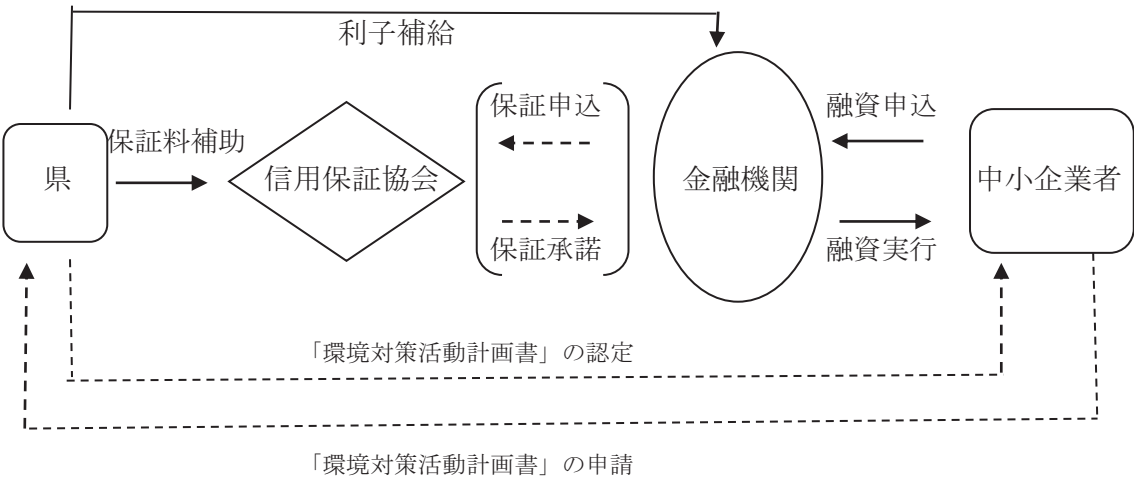
（1）自動車NO_x・PM法の対策地域

四日市市、桑名市（旧多度町を除く。）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町及び川越町

（2）自動車NO_x・PM法の規制対象となる車

車 種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1、10～19、100～199
小型トラック	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
大型バス（定員30人以上）	2、20～29、200～299
マイクロバス （定員11人以上30人未満）	2、20～29、200～299 （一部、5、50～59、500～599 7、70～79、700～799）
特種自動車 （トラック、バス、ディーゼル乗用車 をベースにしたものに限る。）	8、80～89、800～899

環境対策促進資金フローチャート



※知事の認定の手続き等については、下記までお問い合わせください。

- 第6条第1項（1）の認定
県雇用経済部 新産業振興課 Tel 059-224-2316
- 第6条第1項（2）～（8）の認定
 - 桑名地域防災総合事務所環境室環境課 Tel 0594-24-3624
 - 四日市地域防災総合事務所環境室環境保全課 Tel 059-352-0593
 - 鈴鹿地域防災総合事務所環境室環境課 Tel 059-382-8675
 - 津地域防災総合事務所環境室環境課 Tel 059-223-5083
 - 松阪地域防災総合事務所環境室環境課 Tel 0598-50-0530
 - 伊賀地域防災総合事務所環境室環境課 Tel 0595-24-8078
 - 南勢志摩地域活性化局環境室環境課 Tel 0596-27-5405
 - 紀北地域活性化局環境室環境課 Tel 0597-23-3469
 - 紀南地域活性化局環境室環境課 Tel 0597-89-6937
- ただし、
 - 第6条第1項（5）④～⑤の認定については、
県環境生活部 環境共生局 大気・水環境課 Tel 059-224-2382
 - 第6条第1項（7）④及び⑤の認定については、
県環境生活部 環境共生局 大気・水環境課 Tel 059-224-2380

別表 1

認定区分	項 目	施 設 ・ 設 備
地球温暖化 防止関連	新エネルギー関連 施設・設備	・ 太陽光発電設備 ・ 風力発電設備 ・ バイオマス発電設備 ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。 ・ 太陽熱利用設備 ・ 中小規模水力発電設備 ・ バイオマス熱利用設備
	省エネルギー関連 施設・設備	・ 高効率ボイラー ・ 高効率冷蔵・冷凍機 ・ 高効率空調設備 ・ 高効率工業炉
	建物の省エネルギー化施設・設備	・ 建物の断熱工事 ・ コージェネレーション施設 ・ LED照明 ・ ビルエネルギー管理システム
公害防止及 び環境保全 関連	大気汚染関係	・ ばいじんその他の有害物質（粒子状のもの）の処理施設 ・ いおう酸化物その他の有害物質の処理施設 ・ 揮発性有機化学物質の処理施設 ・ 粉じん処理施設
	水質汚濁関係	・ 汚水処理施設
	騒音・振動関係	・ 騒音又は振動防止施設〔（遮音塀、遮音壁（通常の工場建築物を構成する部分を除きもっぱら騒音防止の用に供するもの）、消音器、消音装置（もっぱら騒音防止の用に供するもの）、つり基礎〕
	地盤沈下関係	・ 工業用水道又は水道への転換施設
	悪臭関係	・ 悪臭処理施設
	産業廃棄物関係	・ 産業廃棄物処理施設
	分析・測定関係	・ 公害防止用分析機器

別表 2

A 現所在地域（都市計画法に規定する次のいずれかの地域）

① 第一種低層住宅専用地域	⑦ 準住宅地域
② 第二種低層住宅専用地域	⑧ 近隣商業地域
③ 第一種中高層住宅専用地域	⑨ 商業地域
④ 第二種低層住宅専用地域	⑩ 準工業地域
⑤ 第一種住宅地域	
⑥ 第二種住宅地域	

B 移転先地域

- ① 低開発地域工業開発地区（低開発地域工業開発促進法）のうち、工場立地調査簿（工場立地法）に記載されている工場適地
- ② 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）
- ③ 都市整備地域、都市開発地域（中部圏開発整備法）のうち、工場適地又は地方公共団体若しくは住宅・都市整備公団が造成した工場団地

様式1（第6条第1項（1）～（8）に該当する場合）

年 月 日

三重県知事あて

（申請者）住所

名称

代表者氏名

印

環境対策活動計画書

【 地球温暖化防止関連 / 公害防止及び環境保全関連 】

環境対策促進資金融資要綱第7条第1項の規定により環境対策活動計画（地球温暖化防止関連／公害防止及び環境保全関連）を3部提出します。

記

事業者名		電話番号	
所在地	〒		
業種		主要生産品	
創業年月日	年 月 日	法人成	年 月 日
資本金又は 出資金	千円	従業員数	人
本制度資金 融資実績	有（融資 年 月 日 融資残額 千円） ・ 無		
申込金額	千円	申込金融機関	
計画の内容	該当するものに○ (1)新エネルギー関連施設・設備 (2)省エネルギー関連施設・設備 (3)公害防止及び環境保全に資する施設 (4)移転 (5)土壌汚染の除去等 (6)アスベストの飛散防止 (7)①低公害車 ②天然ガス車 ③NOx・PM低減装置 ④NOx・PM買替 ⑤新規制対象車買替 (8)リサイクル関連施設		
工期	着工予定 年 月 日 完成予定 年 月 日		

添 付 書 類

1 環境対策施設・設備の設置、改善の場合

- (1) 付近の見取図（案内図的なもの）
- (2) 工場等の配置図
 - ア 工場等敷地内の建物等施設・設備の配置状況を記載のこと。
 - イ 敷地境界と近隣住家との距離関係を図示すること。
- (3) 施設・設備の設計仕様書等
- (4) 処理系統図（フローシート）
- (5) 見積書又は契約書の写し
- (6) 許可書、登録書等の写し（必要な業種の場合）
- (7) 納税証明書（実施細則参照のこと。）

※第6条第1項（1）の場合、（2）イ、（4）は不要

※廃棄物処理法上の優良認定業者が第6条第1項（8）を利用する場合、優良認定業者の許可証

2 移転の場合

上記1に示すもののほか、次の書類を添付すること。

- (1) 移転先の土地に対する所有権又は借地権等を証する書面の写し
- (2) 旧工場等は無公害の用途に使用する旨の確約書
- (3) 付近の見取図、工場等の配置図は現在地及び移転先の両方を添付すること。
- (4) 建築確認申請書の写し、平面図、立面図

3 土壌汚染の除去等

上記1に示すもののほか、次の書類を添付すること。

- (1) 対策の計画書
- (2) 法・条例に基づく届出書の写し（融資対象工事であることが確認できること。）

4 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止の場合

上記1に示すもののほか、次の書類を添付すること。

- (1) 工事の設計仕様書（融資対象工事であることが確認できること。）
- (2) 見積書の写し（融資対象工事であることが確認できること。）
- (3) 工事施工場所の写真（カラー撮影。全体撮影と接写の両方とする。）
- (4) 公害関係法令等に基づく届出書の写し（該当する場合のみ。後日添付可。）
 - ア 石綿障害予防規則に規定する建築物解体等作業届（写）
 - イ 労働安全衛生規則に規定する建設工事計画届（写）
 - ウ 大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業実施届出書（写）

5 環境対応車の導入の場合

- (1) 旧車両の車検証の写し（低公害車の購入の場合を除く。）
- (2) 新車両（NOx・PM低減装置の装着の場合は装着する装置）の仕様書・見積書の写し

様式１－２（第６条第１項（３）～（５）の場合）

１ 公害の現状

公 害 等 の 種 類 〔該当欄を○で囲む。〕		ば い 煙	粉 じ ん	汚 水	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	産 業 廃 棄 物
特定施設等の有無 (台数を記入)	法								
	条 例								
	届 出 対象外								
問題となっている 特定施設等の概況	(施設名、設置年月日)				台 数	(規模、能力)			
公害対策の現況	(処理対策の現況)					(排出等の現況)			
法条例等による規制値						(用途地域)			
苦 情 ・ 行 政 指 導 の 状 況									

(注) 公害対策の現況の排出等の状況欄は、次の事項につき処理後の状況等を記入。

- 1 ばい煙及び悪臭については、濃度、成分等。
- 2 汚水については、水質（pH、BOD、COD、有害物質等）及び水量。
- 3 騒音及び振動については、音（振）源から１m及び敷地境界線上（数点）での測定値（dB）。

2 所要資金の概要

ア 公害防止及び環境保全に資する施設の設置（該当項目のみ記入）

（千円）

公害の種類	金 額	施設の明細（台数等）
大気汚染関係		
水質汚濁関係		
騒音・振動関係		
地盤沈下関係		
悪臭関係		
産業廃棄物関係		
分析・測定関係		

イ 工場又は事業場の公害防止のためにする移転

（千円）

移転費用の内訳	金 額	明細（面積、台数等）
土 地		
建 物		
機械設備その他		

A 現所在地域（都市計画法に規定する次のいずれかの地域 該当地域に○）

- | | |
|----------------|----------|
| ① 第一種低層住宅専用地域 | ⑦ 準住宅地域 |
| ② 第二種低層住宅専用地域 | ⑧ 近隣商業地域 |
| ③ 第一種中高層住宅専用地域 | ⑨ 商業地域 |
| ④ 第二種低層住宅専用地域 | ⑩ 準工業地域 |
| ⑤ 第一種住宅地域 | |
| ⑥ 第二種住宅地域 | |

B 移転先地域（該当地域に○）

- ① 低開発地域工業開発地区（低開発地域工業開発促進法）のうち、工場立地調査簿（工場立地法）に記載されている工場適地
- ② 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）
- ③ 都市整備地域、都市開発地域（中部圏開発整備法）のうち、工場適地又は地方公共団体若しくは住宅・都市整備公団が造成した工場団地

※ 移転先の住所地

ウ 土壌汚染の除去等（該当項目のみ記入）

（千円）

対 策 の 種 類	金 額	明細（免責、地点数等）
土壌汚染状況調査		
汚 染 の 除 去		
汚染の拡散の防止		

3 資金調達計画

（千円）

調 達 方 法	金 額	備考（金融機関名、制度名等）
本 制 度 融 資		
自 己 資 金		
政府系金融機関融資		
金 融 機 関 融 資		
そ の 他		
合 計		

4 公害防止施設等（移転）の内容等

施設の処理能力等	
処 理 方 式	
施設（移転）の効果	
公害防止に伴う廃棄物の 処理処分方法	
共同利用施設である 場合の運営方法	

- （注）
- 1 処理方法の欄は、凝集沈殿、接触酸化等具体的に記入。
 - 2 施設（移転）の効果の欄は、排出濃度（量）等を記入。
 - 3 共同利用施設である場合の運営方法の欄は、運営形態（組合、共同出資会社等）利用者の利用割合及び費用の分担方法等記載。

様式１－３（第６条第１項（６）の場合）

１ 実施箇所等

工事の場所	
建築物の概要	建築年月（ 年 月）耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² （ 階建）

２ 所要資金の概要

項 目		処 理 内 容	金 額
吹付けアスベスト			
アスベスト含有 吹付け建築資材	ロックウール		
	ひる石		
	パーライト		
	ケイ酸ソーダ		
	その他（ ）		
折板裏打ちアスベスト断熱材			
アスベスト含有調査			
廃 棄 物 処 理			
その他（ ）			
合 計			

３ 資金調達計画

（千円）

調 達 方 法	金 額	備 考(金融機関名・制度名)
本 制 度 融 資		
自 己 資 金		
政府系金融機関融資		
金融機関融資		
そ の 他		
合 計		

様式１－４（第６条第１項（１）、（２）及び（７）～（８）の場合）

１ 所要資金の概要

（千円）

施設等の内容	金 額	施設（設備）の明細
合 計		

２ 資金調達計画

（千円）

調 達 方 法	金 額	備考（金融機関名、制度名等）
本制度融資		
自 己 資 金		
政府系金融機関融資		
金融機関融資		
そ の 他		
合 計		

3 環境対策施設等の内容

① 施設（設備）の必要性

② 施設（設備）の効果等

誓約書（第6条第1項（7）④又は⑤の場合）

買替に伴い旧車両は永久抹消登録をします。

年 月 日

（申請者）

印

③ 新たに開始する事業活動の内容

様式2

環 境 対 策 活 動 計 画 認 定 書

【地球温暖化防止関連 ／ 公害防止及び環境保全関連】

年 月 日

様

三重県知事

⑨

年 月 日付で申請のありましたことについて、環境対策促進資金融
資要綱第7条第2項により認定します。

〔認定対象〕

第6条第1項第 号

令和7年度 防災・減災対策支援資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、中小企業等経営者が防災・減災対策のために行う、建物の耐震補強や機械の転倒防止等に要する費用について資金繰り支援を行うことで事業活動の継続に資することを目的とする。

（取扱金融機関）

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会又は取扱金融機関に補助するものとする。

（融資の対象）

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- （1）中小企業等経営強化法（令和元年法律第21号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う者。
- （2）法第58条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う者。

（資金の使途）

第6条 資金の使途は、事業に係る設備資金及び運転資金であって、次に掲げるものとする。

- （1）第5条第1号に該当する中小企業者にあつては、認定事業継続力強化に必要な資金
- （2）第5条第2号に該当する中小企業者にあつては、認定連携事業継続力強化に必要な資金

（融資の条件）

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- （1）融資限度額 1事業者 5,000万円
- （2）融資利率 固定・年率1.40%
- （3）保証料率 年率0.44%
なお、「消防団協力事業所」の認定を受けている場合、0.34%
- （4）融資期間 設備資金7年以内、運転資金5年以内（いずれも据置期間なし）
- （5）返済方法 元金均等月賦返済
- （6）担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- （7）保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（融資の手続き）

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に次に掲げる必要書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- （1）第5条第1号に該当する中小企業者にあつては、認定事業継続力強化計画の写し
- （2）第5条第2号に該当する中小企業者にあつては、認定連携事業継続力強化計画の写し
- （3）消防団協力事業所の場合、表示証の写真等

- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

（報 告）

第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。

- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

（その他）

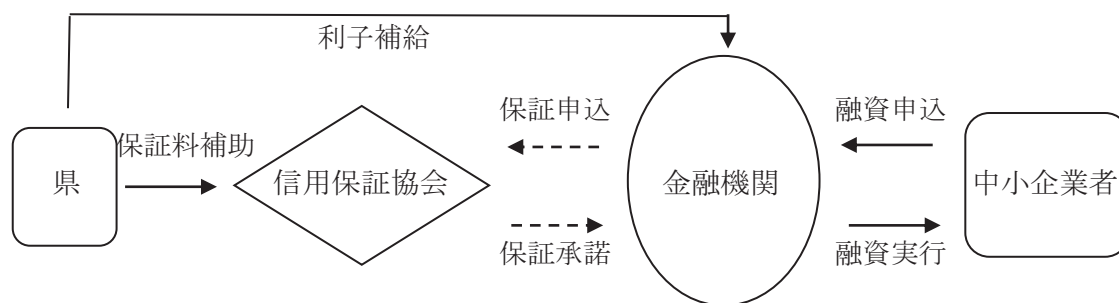
第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、融資利率、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度防災・減災対策支援資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

防災・減災対策支援資金フローチャート



令和7年度 設備投資促進資金融資要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、事業の成長・発展に向けた設備投資を行う中小企業が、必要な資金を円滑に調達できるよう支援することで、県内中小企業の生産性向上・競争力強化に資することを目的とする。

（取扱金融機関）

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（信用保証）

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

（補助金等）

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

（融資の対象）

第5条 融資の対象は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）一般扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者。

（2）DX設備、脱炭素設備

第1号に規定する要件を満たすほか、別表1に定める者とする。

（資金の使途）

第6条 資金の使途は、事業にかかる設備資金及び当該設備の導入に係る事業計画の策定に必要な経費（コンサルティング費用等）とする。

（融資の条件）

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

（1）融資限度額 1 事業者 2, 500 万円

（DX設備、脱炭素設備の場合、3, 500 万円）

（2）融資利率 取扱金融機関所定利率（固定金利でも変動金利でも可）

（3）保証料率 年率 0.20%～1.10%

なお、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証の適用を受ける場合、0.24%とする

（4）融資期間 15 年以内（据置期間2年以内を含む。）

（5）返済方法 元金均等月賦返済

（6）担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。

（7）保証人 必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（融資の手続き）

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会及び取扱金融機関所定の申込書に必要書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。ただし、第5条第2号DX設備、脱炭素設備の場合にあっては、別表1に掲げる認定書等の写しを添付すること。

2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。

- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

（報 告）

- 第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

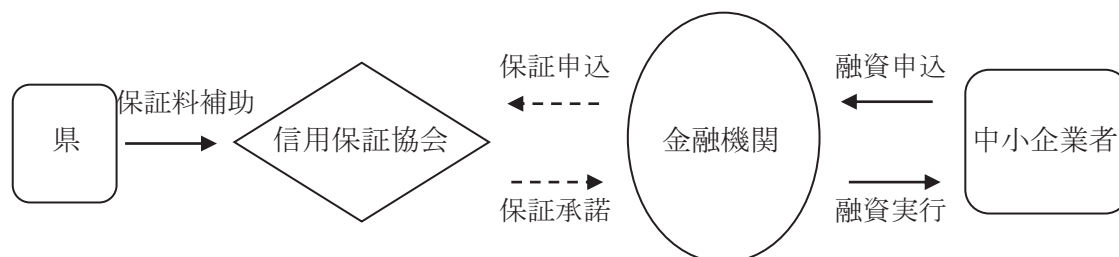
（その他）

- 第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度設備投資促進資金融資要綱は令和7年3月31日で廃止する。

設備投資促進資金フローチャート



別表 1

取組区分	対象設備	必要書類
D X 設備	① 産業競争力強化法に基づく事業適応計画（情報技術事業適応） ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（C 類型：デジタル化設備）に位置付けられた設備 ※ 経営力向上関連保証の対象 ③ ものづくり・商業・サービス補助金（デジタル枠）の対象設備	① 主務大臣の計画認定書（写し） ② 主務大臣の計画認定書（写し） ③ 補助金交付決定通知書（写し）
脱炭素設備	① 産業競争力強化法に基づく事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応） ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（A 類型：生産性向上設備（生産効率・エネルギー効率の向上に資するもの））に位置付けられた設備 ※ 経営力向上関連保証の対象 ③ 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（サプライチェーン類型）に位置付けられた設備 ※ 地域経済牽引事業関連保証の対象 ④ ものづくり・商業・サービス補助金（グリーン枠）の対象設備	① 主務大臣の計画認定書（写し） ② 主務大臣の計画認定書（写し） ③ 三重県の承認通知（写し） ④ 補助金交付決定通知書（写し）

令和7年度 セーフティネット資金融資要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、取引先の倒産、事業活動の制限等により事業活動に著しい支障をきたしている中小企業者の事業資金の融資を円滑にすることを目的とする。NPO法人も利用可能。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(信用保証)

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

(補助金等)

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって、次の各号に定める者とする。

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかの規定に基づき、特定中小企業者の認定を受けた者。

- ① 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた事業者に対し、売掛金債権その他省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ② 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた事業者に対し取引のあるもので、取引数量の減少等の事由が生じている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ③ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた地域において、同大臣の指定(同省告示による指定)を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ④ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた地域で事業を行う中小企業者であって経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑤ 経済産業大臣の指定(同省告示による指定)を受けた業種に属する事業を行う中小企業者で経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑥ 破綻金融機関等と金融取引を行っている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの

(2) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者の認定を受けた者。

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、経営の安定を図るために必要な運転資金又は設備資金とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は次のとおりとする。

(1) 融資限度額

1企業8,000万円、1組合11,000万円

なお、セーフティネット資金（緊急資金）、セーフティネット資金（原材料価格高騰対応等緊急資金）、原材料価格高騰対応等緊急資金、経営安定支援資金、倒産・災害関連資金の融資残高がある場合は、これを差し引いた額とする。

また、セーフティネット資金（危機関連）は他のセーフティネット資金とは別枠の融資限度額を有する。

- | | |
|----------|--|
| (2) 融資利率 | 取扱金融機関所定利率（固定利率でも変動利率でも可） |
| (3) 保証料率 | 年率 0.44%（第5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）の場合）
年率 0.50%（危機関連（中小企業信用保険法第2条第6項）の場合）
年率 0.60%（その他（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号、6号）の場合） |
| (4) 融資期間 | 10年以内（据置期間1年以内） |
| (5) 返済方法 | 元金均等月賦返済 |
| (6) 担保 | 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 |
| (7) 保証人 | 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 |

（融資の手続き）

- 第8条 融資を受けようとする者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号及び第2条第6項の規定に基づく市町長の認定を受け、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に認定申請書（様式1から様式6及び様式9）を添付して、取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。
- 2 取扱金融機関は、前号の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認められるものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときには、内容審査のうえ諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 前項の融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間に締結される契約に定めるところによるものとする。

（報告）

- 第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときは、その旨を保証協会に報告する。また、以下の場合には、半年に一度、保証協会に業況報告書（電子媒体）を提出するものとする。

なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

（1）中小企業信用保険法第2条第6項による場合

貸付実行後、貸付日の属する半期は報告の対象外とし、次の半期を第1回目の報告対象期間とする。上半期の報告期間は10月から11月末までとし、下半期の報告期間は4月から5月末とする。よって初回の報告は貸付実行後、半年超から約1年後のタイミングで行い、以後半年毎に報告する。ただし、報告期間が危機指定期間と重複する場合は、指定期間終了後の翌日から2ヶ月以内に、既に到来した報告期間分の報告をすることとする。（ただし、指定期間終了前に報告しても差し支えない。）

- 2 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

（その他）

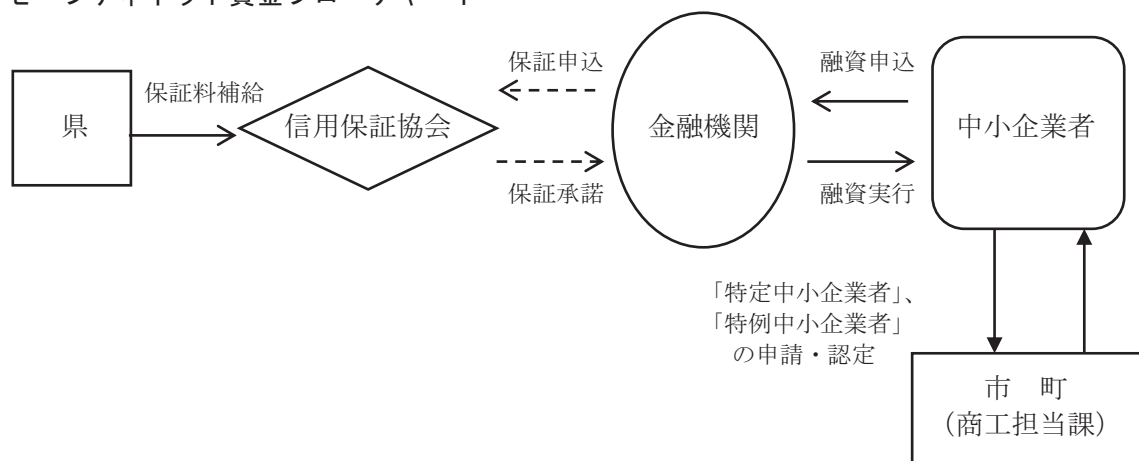
- 第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

なお、保証料率については、県の保証料補助後の率を記載する。

附 則

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和6年度セーフティネット資金融資要綱は令和7年3月31日付けで廃止する。

セーフティネット資金フローチャート



【参 考】

中小企業信用保険法第2条第5項「特定中小企業者」の認定について

1 特定中小企業者とは

「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいいます。具体的な事由は四半期(半期)毎又は必要の都度、経済産業大臣が指定を行います。

- 第1号 民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して売掛金債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者
- 第2号 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
- 第3号 突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
- 第4号 突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 第5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 第6号 破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより借入の減少が生じている中小企業者
- 第7号 金融機関の支店削減等による経営の合理化により借入れが減少している中小企業者
- 第8号 整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち事業の再生が可能な者

2 認定の手続き 住所地を管轄する市町(商工担当課)に別添様式(様式1～様式8)による申請書と証明書類を提出し、認定を受けます。住所地とは、主たる事業所の所在地をさします。

3 認定を受けると 信用保証の経営安定関連特例の対象となり、通常の保証枠に加えて別枠の特別保証枠を利用できます。保証料は弾力化の対象外で、第1号から第4号、第6号の場合は責任共有制度の対象外となり、第5号の場合は責任共有制度の対象となります。

なお、三重県中小企業融資制度(セーフティネット資金)では、第1号から第6号を対象として保証料の減額措置を行っています。(7号、8号は減額措置の対象外)

4 認定要件の例(第5号の場合)

〈要件〉「経済産業大臣が指定する業種」に属する事業を行い、かつその事業に関する取引数量の減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者。

〈認定基準〉

- (イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- (ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
- (ハ) 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること。

中小企業信用保険法第2条第6項「特例中小企業者」の認定について

1 特例中小企業者とは

「特例中小企業者」とは、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいいます。

2 認定の手続き 住所地を管轄する市町(商工担当課)に別添様式(様式10)による申請書と証明書類を提出し、認定を受けます。住所地とは、主たる事業所の所在地をさします。

3 認定を受けると 信用保証の危機関連特例の対象となり、通常の保証枠に加えて別枠の特別保

証枠を利用できます。保証料は弾力化の対象外で、責任共有制度の対象外となります。

なお、三重県中小企業融資制度(セーフティネット資金・危機関連)では、保証料の減額措置を行っています。

4 認定基準

- (イ) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2月間を含む3月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者
住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日〇〇〇〇〇〇（注 1）の申立てを行つたことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となつたため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 〇〇〇〇〇〇〇に対する売掛金 円
うち回収困難な額 円
- 2 〇〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 %（A／B）
A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇〇に 円
対する取引額等
B 上記期間中の全取引額等 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注 1） 〇〇〇〇〇〇には「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

（注 2） 上記 1、2 のいずれかを記載のこと。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

経営安定関連保証 2 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

○告示内容により使用できる様式が異なります。

事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている場合の様式例	様式第 2－①－イ
事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている場合の様式例	様式第 2－①－ロ
事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する場合の様式例	様式第 2－①－ハ
指定事業者が金融機関である場合	様式第 2－②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書（①-イ）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇（注）を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 事業開始年月日 年 月 日
- 2 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)
- A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に
対する取引額等 円
- B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

D：Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E：Cの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

F：Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書（①-口）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇（注）を行っていることにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 〇〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇〇に
関連する取引額等 円

B 上記期間中の全取引額等 円

3 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

D：Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E：Cの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

F：Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書（①-ハ）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇（注）を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

（ 年 月）

円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月）

円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月～ 年 月）

円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月～ 年 月）

円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書（②）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇〇〇が、 年 月 日から〇〇〇〇（注）を行ったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇〇〇からの借入金残高の割合
%（A／B）

A 年 月 日の〇〇〇〇〇〇からの借入金残高 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、金融取引の調整」等を入れる。
（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

経営安定関連保証 3 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 3－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 3－②
創業者等の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第 3－③
	指定業種と非指定業種を営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第 3－④
	指定業種に属する事業のみを営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合	様式第 3－⑤
	指定業種と非指定業種を営んでおり、災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合	様式第 3－⑥

認定権者記載欄		

様式第3-①

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記 年 月 日

1 事業開始年月日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等

（ 年 月 ）

円（注3）

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月 ）

円（注3）

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ）

円（注3）

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ）

円（注3）

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（注3）企業全体の売上高等を記載。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第3-②

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等

（ 年 月）

指定業種の減少率 %（実績）

全体の減少率 %（実績）

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月）

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$ 指定業種の減少率 %（実績見込み）

全体の減少率 %（実績見込み）

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等（ 年 月～ 年 月）

指定業種の見込み売上高等 円

全体の見込み売上高等 円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月～ 年 月）指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第3-③

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等
（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等
（ 年 月 ） 円（注3）

B：災害等の発生直前3か月間における月平均売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

D：災害等の発生直前3か月間の売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注2） 〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（注3）企業全体の売上高等を記載。

（留意事項）

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第3-④

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

指定業種の減少率 %（実績）
全体の減少率 %（実績）

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等
（ 年 月）

指定業種の売上高等 円
全体の売上高等 円

B：災害等の発生直前3か月間における月平均売上高等
（ 年 月～ 年 月）

指定業種の売上高等 円
全体の売上高等 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

指定業種の（減少率） %（実績見込み）
全体の減少率 %（実績見込み）

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等（ 年 月～ 年 月）

指定業種の見込み売上高等 円
全体の見込み売上高等 円

D：災害等の発生直前3か月間の売上高等（ 年 月～ 年 月）

指定業種の売上高等 円
全体の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

- ① 本様式は業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第3-⑤

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

- 1 事業開始年月日 年 月 日
2 （1）売上高等
（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等
（ 年 月 ） 円（注3）

B：災害等の発生直後3か月間の月平均売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み
減少率 %（実績見込み）

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

D：災害等の発生直後3か月間の売上高等
（ 年 月～ 年 月 ） 円（注3）

- 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（注3）企業全体の売上高等を記載。

（留意事項）

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第3-⑥

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は表に記載する業を営んでいるが、〇〇〇〇（注2）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等

（ 年 月）

指定業種の減少率 %（実績）

全体の減少率 %（実績）

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B：災害等の発生直後3か月間における月平均売上高等

（ 年 月～ 年 月）指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

指定業種の減少率 %（実績見込み）

全体の減少率 %（実績見込み）

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等（ 年 月～ 年 月）

指定業種の見込み売上高等 円

全体の見込み売上高等 円

D：災害等の発生直後3か月間の売上高等（ 年 月～ 年 月）

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

① 本様式は業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

経営安定関連保証 4 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例		様式第 4－①
創業者等の様式例		
	災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合	様式第 4－②
	災害発生前に売上高等を計上していない場合	様式第 4－③

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇（注）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等

（ 年 月） 円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

（ 年 月） 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月～ 年 月） 円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

（ 年 月～ 年 月） 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇（注）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等
（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

B：災害等の発生直前3か月間における月平均売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

D：災害等の発生直前3か月間の売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇（注）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 （1）売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：災害等の発生後における最近1か月間の売上高等

（ 年 月 ） 円

B：災害等の発生直後3か月間の月平均売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{D-(A+C)}{D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

D：災害等の発生直後3か月間の売上高等

（ 年 月 ～ 年 月 ） 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注）〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

- ① 本様式は、業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

経営安定関連保証 5 号の様式例集（令和 6 年 1 2 月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 – (イ) – ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 – (イ) – ②
創業者の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 – (イ) – ③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 – (イ) – ④
原油高の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 – (ロ) – ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 – (ロ) – ②
利益率の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 – (ハ) – ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 – (ハ) – ②

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ①

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-①) (例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇 (注 2) が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載 (当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$

減少率 %

A : 申込時点における最近 3 か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円 (注 3)

B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の売上高等

(年 月 ~ 年 月)

円 (注 3)

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注 1) 本様式は、1 つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注 2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注 3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ②

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-②) (例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇 (注 2) が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

指定業種の減少率 %

全体の減少率 %

最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 %

A : 申込時点における最近 3 か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月)

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月)

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注 1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高等に占める指定事業の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

(注 2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ③

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-③) (例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注 2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

A : 申込時点における最近 1 か月間の売上高等
(年 月)

円 (注 3)

B : A の直前 3 か月間の月平均売上高等
(年 月 ~ 年 月)

円 (注 3)

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注 1) 本様式は、1 つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注 2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注 3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本様式は、業歴 1 年 3 か月未満の場合に使用する。

② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③ 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (イ) - ④

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-④) (例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇 (注 2) が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$

指定業種の減少率 %

全体の減少率 %

最近 1 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 %

A : 申込時点における最近 1 か月間の売上高等

(年 月)

指定業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B : A の直前 3 か月間の月平均売上高等

(年 月 ~ 年 月)

指定業種の月平均売上高等 円

全体の月平均売上高等 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注 1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高等に占める指定事業の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

(注 2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本様式は、業歴 1 年 3 か月未満の場合に使用する。

② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③ 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-①)(例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

事業開始年月日 年 月 日

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価(年 月) 上昇率 %
e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価(年 月) 円(注4)

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C: 最近1か月の売上原価(年 月) 依存率 %
S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入額 円(注4)

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A: 最近3か月間の原油等の仕入額 P =
(年 月 ~ 年 月) 円(注4)
a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額
(年 月 ~ 年 月) 円(注4)
B: 最近3か月間の売上高
(年 月 ~ 年 月) 円(注4)
b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高
(年 月 ~ 年 月) 円(注4)

「 番 号 」

令和 年 月 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。(注) 信用保証協会への申込期間 年 月 日から 年 月 日まで
認定者名

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) $P > 0$ となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ-②）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

事業開始年月日 年 月 日

① 原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

指定業種に係る上昇率 %

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価
（年 月）

指定業種に係る平均仕入単価 円

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価
（年 月）

指定業種に係る平均仕入単価 円

② 原油等が売上原価に占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100$$

指定業種に係る依存率 %

全体に係る依存率 %

最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合 %

C：最近1か月の売上原価
（年 月）

指定業種に係る売上原価 円

全体にかかる売上原価 円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入額

指定業種に係る仕入額 円

全体に係る仕入額 円

③ 製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

指定業種に係る転嫁の状況 P =

全体に係る転嫁の状況 P =

A：最近3か月間の原油等の仕入額
（年 月）～（年 月）

指定業種に係る仕入額 円

全体に係る仕入額 円

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入額
（年 月）～（年 月）

指定業種に係る仕入額 円

全体に係る仕入額 円

B：最近3か月間の売上高
（年 月）～（年 月）

指定業種に係る売上高 円

全体に係る売上高 円

b：Bの期間に対応する前年3か月間の売上高
（年 月）～（年 月）

指定業種に係る売上高 円

全体に係る売上高 円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）上昇率、依存率及び最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上となっていること。

（注3）P>0となっていること。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第5－（ハ）－①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハ－①）（例）

（市町長名） 様 年 月 日

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇（注2）の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$
 減少率 %
 A：申込時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率
 （ 年 月 ～ 年 月 ） %（注3）
 B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率
 （ 年 月 ～ 年 月 ） %（注3）

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、外的要因及び増加している費用を入れる。

（注3）企業全体の月平均売上高営業利益率を記載。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第 5 - (ハ) - ②

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (ハ-②) (例)

年 月 日

(市町長名) 様

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注 2)の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率

$\frac{B-A}{B} \times 100$

指定業種の減少率

%

全体の減少率

%

最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 %

A : 申込時点における最近 3 か月間の月平均売上高営業利益率

(年 月 ~ 年 月)

指定業種の月平均売上高営業利益率

%

全体の月平均売上高営業利益率

%

B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の月平均売上高営業利益率

(年 月 ~ 年 月)

指定業種の月平均売上高営業利益率

%

全体の月平均売上高営業利益率

%

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

(注 1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の月平均売上高営業利益率が認定基準を満たす場合に使用する。

(注 2) 〇〇〇〇には、外的要因及び増加している費用を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第
6 号の規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所 _____

氏 名 （名称及び代表者の氏名） _____

私は〇〇〇〇〇〇が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

〇〇〇〇〇〇に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に対する借入額

円

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注） 〇〇〇〇〇〇には、金融機関の名称を記入する。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の
規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者
住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は〇〇〇〇（注1）が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇からの借入金残高の占める割合

$$\frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100$$

A 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- 2 〇〇〇〇からの借入金残高の減少率

$$\frac{\text{D}-\text{C}}{\text{D}} \times 100$$

C 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 円

D 年 月 日（Cの前年同期を記入のこと）の〇〇〇〇からの借入金残高 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率

$$\frac{\text{F}-\text{E}}{\text{F}} \times 100$$

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

F 年 月 日（Eの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高 円

「 番 号 」
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1） 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

（注2） 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の
規定による認定申請書（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

私は、下記のとおり、〇〇〇〇（注1）が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 〇〇〇〇（注1）が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。（注2）

2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。（注3）

		% (A/B)
A	年 月 日の金融機関からの総借入金残高	円
B	年 月 日（Aの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高	円

3 当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添3のとおり。（注4）

4 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。（注5）

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1） 〇〇〇〇には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。

（注2） 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関〇〇〇〇から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。

（注3） 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（注4） 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式自由）を作成し、添付すること。

（注5） ①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、〇〇〇〇による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。

②株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第 2 条第 6 項 の規定による認定申請書

年 月 日

(市町長名)

様

申請者

住所

氏名

(注 1)

私は、_____の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近 1 か月間の売上高等

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

減少率 _____% (実績)

A : 信用の収縮の発生における最近 1 か月間の売上高等

_____円

B : A の期間に対応する前年 1 か月間の売上高等

_____円

(ロ) 最近 3 か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$

減少率 _____% (実績見込み)

C : A の期間後 2 か月間の見込み売上高等

_____円

D : C の期間に対応する前年の 2 か月間の売上高等

_____円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注 1) _____には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(注 2) 2 の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 _____号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： _____年 月 日から _____年 月 日まで

認定者名

㊞

令和7年度 リフレッシュ資金融資要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、取引企業の倒産等により事業活動に著しく支障をきたしている中小企業者等が経営基盤の強化を図るために必要な資金の融資措置を講じ、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(信用保証)

第3条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

(補助金等)

第4条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象は、県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者又は組合であって、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 申込時点における最近3か月の売上が次の①から③のいずれかの期間に比し、3%以上減少している者
 - ① 前年同期
 - ② 2年前同期
 - ③ 3年前同期
- (2) 倒産と認められる企業に対し、50万円以上の売掛債権等を有し、当該債権等の回収が困難なため、経営の安定に支障を生じていると認められる者
- (3) 経営の安定に支障を生じ、商工調停士の指導を受けている者
- (4) 災害その他突発的に生じた事由の発生により、経営の安定に支障を生じている者
- (5) 原材料価格の高騰等の影響により、申込時点における最近3か月間の月平均売上総利益が前年同期に比し、3%以上減少している者

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、経営の安定を図るために必要な運転資金又は設備資金とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1企業5,000万円、1組合8,000万円
- (2) 融資利率 取扱金融機関所定利率（固定利率でも変動利率でも可）
- (3) 保証料率 年率 0.45%～1.50%
- (4) 融資期間 7年以内（据置期間なし）
- (5) 返済方法 元金均等月賦返済
- (6) 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる
- (7) 保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(融資の手続き)

第8条 融資を受けようとする者は、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に次に掲げる付属書面を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 第5条第1号に該当する場合は、申込時点における最近3か月の売上が第5条第1号の

- ①から③のいずれかの期間に比し3%以上減少していることを証明する書面（様式1）、組合の場合は、様式1に加えて三重県中小企業団体中央会の審査を経た書面（様式2）
- (2) 第5条第2号に該当する場合は、当該売掛債権等の内容を記載した書面（様式3）
- (3) 第5条第3号に該当する場合は、商工会議所会頭又は商工会会長の推せん書（様式4）
- (4) 第5条第4号に該当する場合は、災害発生後3か月以内に市町長、消防署等官公署の発行する罹災証明書
- (5) 第5条第5号に該当する場合は、申込時点における最近3か月間の月平均売上総利益が前年同期に比し、3%以上減少していることを証明する書面（様式5）
- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認めたものについては保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 5 融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との契約の定めるところによるものとする。

（報 告）

- 第9条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあつては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに三重県知事に報告するものとする。

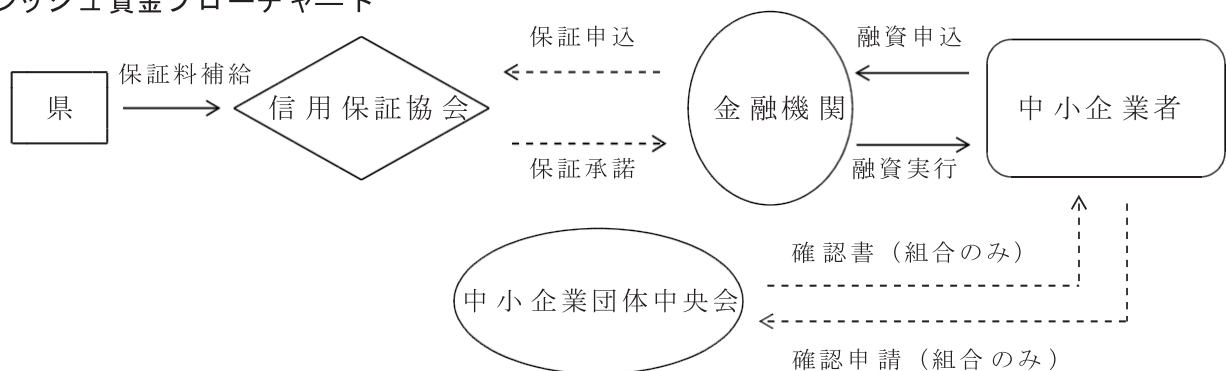
（その他）

- 第10条 この要綱及び三重県中小企業融資制度実施細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度リフレッシュ資金融資要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

リフレッシュ資金フローチャート



リフレッシュ資金融資申込付属書面

申込者

住所

名称及び代表者名

T E L

私は、次のとおりリフレッシュ資金融資要綱第5条第1号に掲げる要件に該当するので、
本資金の融資申込みを致します。

1 企業（組合）の概要

(1) 資本金（払込済出資金）及び従業員数（組合員数）

(2) 主たる事業内容

2 融資申込額

3 資金使途（具体的に）

4 融資の対象要件

・申込時の最近3ヶ月の売上が $\left(\begin{array}{l} \text{①前年同期} \\ \text{②2年前同期} \\ \text{③3年前同期} \end{array} \right)$ に比し3%以上減少している場合

最近3か月の売上高 (年 月 ~ 月) A	同期の売上高 (年 月 ~ 月) B	減少率 $100 - (A/B \times 100)$
千円	千円	%

(注) 対象要件を確認するための書類を添付のこと。（例：当該期間の売上台帳の写し、決算書等）

リフレッシュ資金融資要綱による組合に係る認定書

年 月 日

取扱金融機関長 様

三重県中小企業団体中央会会長 ㊤

下記の者は、本要綱の融資に適することを認めます。

記

1 組合名

2 代表者名

3 事務所所在地

4 組合の概要

(1) 設立年月日

(2) 払込済出資金

(3) 組合員数

(4) 役員数 理事 名 監事 名

5 融資申込内容

(1) 申込金額

(2) 資金の種類

(3) 具体的な資金使途

(4) 融資時期

(5) 返済期限

リフレッシュ資金融資申込附属書面

年 月 日

申込者住所（主たる事業所の所在地）

名称（名称及び代表者の氏名）

私は、このたび取引先の倒産により、次のとおり売掛債権等の回収が困難となり経営に著しい支障を生じているため、リフレッシュ資金の融資申込をいたします。

記

1 業種及び主な取扱品

2 取引先倒産企業	所在地
	名称

主な取扱品

3 倒産企業に対する取引依存度 %

4 回収不能又は困難な債権

発生年月日 年 月 日

金額 千円

内容（具体的に）

（注） 売掛債権等の額を確認するための書類を添付のこと。

リフレッシュ資金融資要綱
第5条第3号の規定による推せん書

年 月 日

商工会議所（商工会）名

代 表 者 名

⑨

下記の者は、本要綱の融資に適するものと認められるので推薦します。

記

1 事務所名

2 所在地

TEL

3 主たる事業内容

4 融資希望額

5 商工調停士の指導内容及び本件融資への所見

6 担当商工調停士名

リフレッシュ資金融資要綱 第5条第5号要件証明申請書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

私は、原材料価格の高騰等の影響により、下記のとおり売上総利益の減少が生じ経営の安定に支障が生じておりますので、リフレッシュ資金融資要綱第5条第5号に掲げる要件に該当する旨、証明されるようお願いします。

最近3か月間の月平均売上総利益 A（年 月～ 月）	前年 同期の月平均売上総利益 B（年 月～ 月）	減 少 率 (B-A) / B × 100
千円	千円	% ※3%以上であること

※売上総利益＝売上高（完成工事高）－売上原価（完成工事原価）

※対象要件を確認するための書類を添付のこと。（例：当該期間の台帳写し、決算書等）

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者

取扱金融機関名

支 店 長 名

令和7年度 再チャレンジサポート資金融資要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、三重県中小企業活性化協議会、三重県信用保証協会における再生支援連絡会議（以下「保証協会ミニ再生」という。）、三重県中小企業再生ファンド及び地域経済活性化支援機構の支援を受けて事業再生に取り組む中小企業者の資金調達の円滑化を目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱に基づく融資の取扱金融機関は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(納税要件)

第3条 この要綱に基づく融資制度を利用するにあつては、原則として、県内で事業税等県税が完納している、又は完納するための手続きが完了していることを必要とする。

なお、納税確認を必要とする税目は、法人の場合は法人事業税及び法人県民税、個人の場合は個人事業税及び個人住民税とする。

2 前項の確認は、取扱金融機関において、下記のいずれかを徴求し確認するものとする。

(1) 完納している場合

三重県中小企業融資制度実施細則（以下「細則」という。）第7条第2項及び第5項に規定する書類

(2) 完納していない場合

完納するための手続きが完了していることを確認できる県税事務所が発行する書類

3 前項第2号の場合、完納後は速やかに、取扱金融機関において細則第7条第2項及び第5項に規定する書類を徴求して確認するものとする。

4 前項までの規定とあわせて、他の県税（自動車税、不動産取得税等）において未納が判明した場合は、この融資制度の利用はできないものとする。

(信用保証)

第4条 この要綱に基づく融資は、三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。

(資金の措置)

第5条 三重県（以下「県」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づく融資の運用に必要な経費の一部を、保証協会に補助するものとする。

(融資の対象)

第6条 融資の対象者は、償還確実性が認められる中小事業者又は組合であつて、次のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 一般扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでいる中小事業者又は組合であつて、三重県中小企業活性化協議会による再生支援（第2次対応）により策定された再生計画、保証協会ミニ再生を活用し策定された再生計画に基づき事業の再生を図ろうとする者、三重県中小企業再生ファンド又は地域活性化支援機構の支援を受けて事業の再生を図る者とする。

(2) 経営安定化扱い

第1号に規定する要件を満たすほか、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかの規定に基づき、特定中小企業者の認定を受けた者とする。

① 経済産業大臣の指定（同省告示による指定）を受けた事業者に対し、売掛金債権その他省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの

- ② 経済産業大臣の指定（同省告示による指定）を受けた事業者に対し取引のあるもので、取引数量の減少等の事由が生じている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ③ 経済産業大臣の指定（同省告示による指定）を受けた地域において、同大臣の指定（同省告示による指定）を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ④ 経済産業大臣の指定（同省告示による指定）を受けた地域で事業を行う中小企業者であって経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑤ 経済産業大臣の指定（同省告示による指定）を受けた業種に属する事業を行う中小企業者で経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの
- ⑥ 破綻金融機関等と金融取引を行っている中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることを所在地の市町長が認定したもの

(3) 経営革新扱い

第1号に規定する要件を満たすほか、当該再生計画に関して「中小企業等経営強化法」第14条第1項に基づく経営革新計画の三重県知事（以下「知事」という。）の承認を受けた者とする。

(4) 経営安定つなぎ資金扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引続き一年以上営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項1号から第6号までの規定に基づき、特定中小企業者の認定を受けた中小企業者又は組合であって、三重県中小企業活性化協議会による再生支援（第2次対応）が決定した再生計画策定前の者又は保証協会ミニ再生を活用する再生計画策定前の者、三重県中小企業再生ファンド又は地域活性化支援機構の支援を受けて事業の再生を図ることが内定した者とする。

(5) 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）扱い

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでいる中小企業者又は組合であって、以下の①から⑩に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者とする。

【産業競争力強化法第53条第1項に規定】

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1項に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続（法第2条第2項に規定）に従って作成された事業再生計画
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑦ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑧ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

【施行規則第32条第2号に規定】

- ⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

【施行規則第32条第3号に規定】

- ⑩ 経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成

又は決定された事業再生の計画

【施行規則第32条第4号に規定】

- ① 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
- ※（5）本扱いについては、国の全国統一制度の対象である。また、取扱期間は令和8年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和8年9月30日までに融資実行されたものとする。

（資金の使途）

第7条 資金の使途は、再生計画を実現するために必要な設備資金及び運転資金とする。

（融資の条件）

第8条 融資の条件は、次のとおりとする。

（1）一般扱い

- ① 融資限度額 1企業・組合 8,000万円
- ② 融資利率 取扱金融機関所定利率（固定利率でも変動利率でも可）
- ③ 保証料率 年率0.45%～1.50%
- ④ 融資期間 10年以内（据置期間なし）
- ⑤ 返済方法 元金均等月賦返済
- ⑥ 担保 保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
- ⑦ 保証人 必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（2）経営安定化扱い

- ① 保証料率 年率 0.50%
（第6条第2項第5号の場合 年率 0.36%）
- ② その他の条件は一般扱いと同様とする。

（3）経営革新扱い

- ① 保証料率 年率 0.44%・0.91%
- ② その他の条件は一般扱いと同様とする。

（4）経営安定つなぎ資金扱い

- ① 保証料率 （2）経営安定化扱いと同様とする。
- ② 融資期間 3年以内（据置期間なし、（1）～（3）の各号へ借換可能）
- ③ その他の条件は一般扱いと同様とする。

（5）事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）扱い

- ① 保証料率 年率 0.30%
- ② 融資期間 15年以内（据置期間3年以内を含む。）
- ③ その他の条件は一般扱いと同様とする。

（融資の手続き）

- 第9条 第6条第1号から4号の融資を受けようとする者は、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書に同条第1号に規定する再生計画書の写し、三重県中小企業再生ファンド又は地域活性化支援機構による支援が内定したことを証明する書類を添付して取扱金融機関に融資の申し込みを行うものとする。
- 2 経営安定化扱い及び経営安定つなぎ資金扱いにあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に基づく市町長の認定を受け、認定書を添付するものとする。
- 3 経営革新扱いにあつては、中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく知事の承認を受け、知事の承認を受けた経営革新計画に係る承認書の写し（申請書を含めた一式）を添付するものとする。
- 4 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）扱いにあつては、保証協会又は取扱金融機関所定の申込書その他、次の資料を添付するものとする。

- (1) 第6条第5号に規定する計画
- (2) 経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）
- 5 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、すみやかに実態調査を行い、融資が適当と認められるものについては、保証協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 6 保証協会は、前項の依頼があったときは、内容審査のうえ、諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。
- 7 取扱金融機関は、保証協会から保証決定の通知を受けたときは、所定の手続きを経て融資を行うものとする。
- 8 前項の融資にかかる手続きは、保証協会と取扱金融機関との間で締結される契約の定めるところによるものとする。

(報 告)

- 第10条 取扱金融機関は、融資を行ったとき及び返済を受けたときはその旨を保証協会に報告する。
- 2 保証協会は、保証を付した融資にあっては、要綱の規定に基づく融資の実績について、毎月末現在の状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

(金融機関の責務及び報告)

- 第11条 金融機関は、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）付融資について、次の責務を有し、必要な報告を行わなければならない。
- (1) 中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況等の報告を受けることとする。
 - (2) 事業再生の計画が、第6条第5号に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
 - (3) 原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。
なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
 - (4) 中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が第6条第5号に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

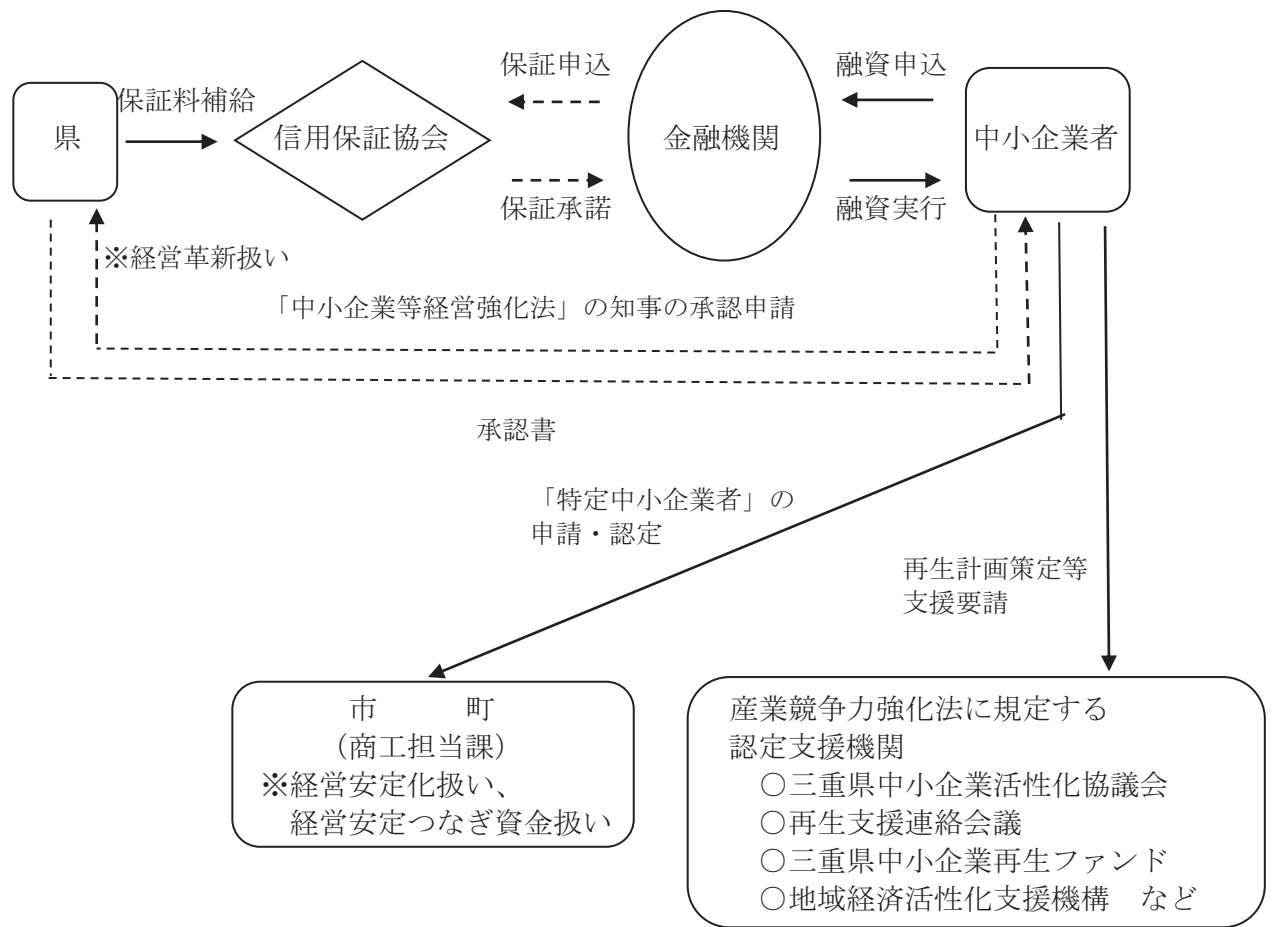
(その他)

- 第12条 この要綱及び細則に定めるもののほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。
- なお、保証料率については、県の補助後の率を記載する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度再チャレンジサポート資金融資要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

再チャレンジサポート資金フローチャート



三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付要領

（目 的）

第1条 三重県中小企業融資制度利子補給補助金は、別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が三重県中小企業融資制度（以下「県融資制度」という。）の利子の減額に要する経費を補助することにより、県融資制度利用者の利子の軽減を図り、中小企業者の資金調達の円滑化に資することを目的とする。

（適用法規）

第2条 補助金の執行については、三重県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）、三重県中小企業融資制度実施細則（以下「細則」という。）によるほか、本交付要領で定めるところによる。

（交付対象及び利子補給率）

- 第3条 三重県知事（以下「知事」という。）は、取扱金融機関が別表に掲げる資金の利子の減額に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の利子の減額に要する経費は、利子補給率に融資残高（返済計画の予定残高）の額を乗じて算出するものとする。
- 3 資金毎の利子補給率は別表のとおりとする。ただし、金利情勢に急激かつ大きな変動が発生した場合は、この限りではない。

（補助金の内示）

- 第4条 知事は、県融資制度に係る知事又は三重県信用保証協会への報告に基づき、補助金の額を計算し、取扱金融機関に内示するものとする。
- 2 取扱金融機関は、前項の内示について疑義がある場合は、別に定める期限までに知事と協議を行うものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

- 第5条 取扱金融機関は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に補助金交付申請・実績報告書（様式1）に必要な書類を添付して申請しなければならない。
- 2 補助金の交付申請は、当該年の上期分（1月から6月）については8月末まで、下期分（7月から12月）については翌年の2月末までに申請しなければならない。

（補助の交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請・実績報告書の提出があったときは、当該交付申請・実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定及び額の確定を行う。

（補助金の精算払）

第7条 取扱金融機関は、規則第15条に定める補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式2）を知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第8条 取扱金融機関は、知事が当該金融機関の行った県融資制度の利子補給に係る資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

（協議事項）

第9条 規則、要綱、暴力団排除措置要綱、細則及びこの要領に定めのない事項及び補助事業の運用に関し必要な事項については、その都度取扱金融機関と知事とが協議して定めるものとする。

附 則

施行	平成 1 6 年 4 月 1 日
改正	平成 1 7 年 4 月 1 日
改正	平成 1 9 年 4 月 1 日
改正	平成 2 0 年 4 月 1 日
改正	平成 2 1 年 4 月 1 日
改正	平成 2 2 年 4 月 1 日
改正	平成 2 3 年 4 月 1 日
改正	平成 2 4 年 4 月 1 日
改正	平成 2 5 年 4 月 1 日
改正	平成 2 6 年 4 月 1 日
改正	平成 2 7 年 4 月 1 日
改正	平成 2 8 年 4 月 1 日
改正	平成 2 9 年 4 月 1 日
改正	平成 3 0 年 4 月 1 日
改正	平成 3 1 年 4 月 1 日
改正	令和元年 1 0 月 1 日
改正	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 5 月 1 日
改正	令和 2 年 7 月 1 日
改正	令和 3 年 2 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日
改正	令和 7 年 1 月 1 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日

様式 1

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
金融機関名
代 表 者 名

年度 期三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付申請・実績報告書

このことについて、三重県補助金等交付規則第 3 条、第 1 2 条、雇用経済部関係補助金等交付要綱第 4 条及び三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付要領第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 三重県中小企業融資制度 利子補給計算書<<集計表 支店別>>※
 - (2) 収支予算書 (別紙 1)

※内示に添付された同計算書の内容を確認のうえ添付すること。

別紙 1

収 支 予 算 書

(単位：円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
計		計	

様式 2

A 年 月 日

三重県知事 あて

住 所
金融機関名
代 表 者 名

㊞

年度 期三重県中小企業融資制度利子補給補助金精算払請求書

年 月 日付け三重県指令第 号で交付決定がありました三重県中小企業融資制度
利子補給補助金について、三重県補助金等交付規則第 1 5 条及び三重県中小企業融資制度利子補
給補助金交付要領第 7 条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円
内訳
交付決定額 金 円
今回請求額 金 円
残 額 金 円

2 振込先

金融機関名 (コード番号)	()
支店名 (コード番号)	()
科 目	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	()

別表

利子補給対象資金一覧表

資 金 名	開始年度	利子補給率
小規模事業資金	平成 1 6 年度	年率 0. 5 % (ただし、一般扱い その 2 については 年率 0. 4 %)
小規模借換資金	平成 2 0 年度	
創業・再挑戦アシスト資金	平成 1 6 年度	年率 0. 5 %
事業承継支援資金	平成 3 0 年度	
環境対策促進資金	令和 2 年度	
防災・減災対策支援資金	令和 2 年度	
がんばる小規模企業応援資金	令和 6 年度	
小規模事業者小口資金 (令和 7 年 3 月 3 1 日廃止)	平成 2 7 年度	
経営革新資金 (令和 6 年 3 月 3 1 日廃止)	平成 2 5 年度	
みえ経営向上支援資金 (令和 6 年 3 月 3 1 日廃止)	平成 2 6 年度	
新型コロナ克服設備等投資支援資金 (令和 6 年 3 月 3 1 日廃止)	令和 2 年度	
創業・再挑戦アシスト借換資金 (令和 4 年 3 月 3 1 日廃止)	令和 2 年度	

※ 上記制度の利用で、対象期間中に保証残高が残っていたものについて利子補給するものとする。

- ・遅延利息は補給対象としない。
 - ・期限経過している場合は期限までとする。
 - ・期限内に完済した場合は完済日までとする。
 - ・期限の利益を喪失した場合は喪失日までとする。
 - ・代位弁済の場合は期限の利益喪失日までとする。
 - ・対象残高は保証条件に基づく予定残高を基礎とする。
 - ・利子補給は当初条件に基づいて実施し、条件変更等により追加的に発生する金利は利子補給の対象としない。
- ただし、みえ経営向上支援資金については、みえ経営向上支援資金融資要綱第 1 2 条に基づき、最大 1 5 年まで延べ融資期間の延長を認めることができるものとし、追加的に発生する金利について、利子補給の対象とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施した条件変更（新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号の指定期間内に実施するものに限る）により追加的に発生する金利について、利子補給の対象とする。

三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付状況調査要領

（目 的）

第1条 三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則34号）第21条の規定に基づき、本要領の定めるところにより調査を実施し、もって融資の適正を期するとともに三重県中小企業融資制度（以下「県融資制度」という。）及び三重県中小企業融資制度利子補給補助金、三重県中小企業融資制度利子補給補助金（インセンティブ特例分）（以下「利子補給補助金」という。）の健全な運営を図ることを目的とする。

（調査対象）

第2条 県融資制度取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）

（調査事項）

第3条 取扱金融機関の融資状況

- （1）融資は県融資制度の制度趣旨に沿って行われているか。
- （2）融資に係る必要書類（制度利用に必要な知事の認定書等）は完備しているか。
- （3）資金使途（設備資金の場合領収書徴求等）を事後確認しているか。
- （4）融資限度額を超えていないか。
- （5）融資利率、融資期間は適正か。
- （6）返済方法は適正か。
- （7）その他、融資内容が県融資制度要綱に則していないところがないか。

2 関係書類の整備状況

善良な管理者として県融資制度取り扱いに必要な関係書類の管理、整備、保存が行われているか、内容は適正であるかを調査する。

3 利子補給補助金の請求状況

利子補給補助金の請求が適正になされているかどうかを調査する。

（調査員の任命等）

第4条 調査に従事する職員（以下「調査員」という。）は、調査命令書（様式1）にてその都度三重県知事が任命する。

2 調査員は、その職務を行う場合には、三重県補助金等交付規則第21条第2項の規定による調査員証を携行するものとする。

3 調査員は、職務上知り得た秘密事項を他に漏洩してはならない。

（調査方法）

第5条 調査員は、取扱金融機関から提出される三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付申請・実績報告書に基づき、利子補給補助金交付状況調査書を策定し、調査対象等について事前に取扱金融機関に通知する。

2 調査員は、取扱金融機関が必要事項を事前確認した利子補給補助金交付状況調査書に基づき、融資が適正に行われているか取扱金融機関にて調査を行う。

（調査後の処理）

第6条 調査員は、取扱金融機関から提出された利子補給補助金交付状況調査書及び現地調査の結果に基づき、調査結果表を作成し、県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課にて協議のうえ取扱金融機関に調査結果を報告する。

2 調査結果において利子補給補助金の返還等の指示を出さなければならない状況が確認された場合は、取扱金融機関に補助金返還命令の通知を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

三重県補助金等交付規則第21条第2項の規定による調査員証

(表)

(裏)

N o . 補 助 金 等 調査員証 間接補助金等 職 氏 名 年 月 日生 補 助 金 等 上記の者は、三重県補助金等交付規則第21条第2項による間接補助金等 調査員であることを証明します。 年 月 日 有効期限 年 月 日から 年 月 日まで 三重県知事 氏 名 印	注意 1 この証は、補助金等又は間接補助金等につき行う調査に際して 必ず携行すること。 2 この証は、調査に着手するとき提示すること。 3 この証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
--	---

様式 1

第 年 月 日

調 査 員

調 査 命 令 書

三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則34号）第21条の規定に基づき、
下記の取扱金融機関の三重県中小企業融資制度利子補給補助金交付状況調査を命じる。

記

1. 取扱金融機関本・支店住所
2. 取扱金融機関本・支店名
3. 取扱金融機関本・支店代表者名
4. 調査対象融資

三重県知事

印

三重県中小企業融資制度要綱集

令和 7 年 3 月発行

編集 三重県雇用経済部
中小企業・サービス産業振興課
〒514-8570 津市広明町 1 3 番地
TEL (059) 224-2447
FAX (059) 224-2078
